
まんのう町男女共同参画プラン

(改訂版)

平成25年4月
まんのう町

はじめに

「平和と人権の世紀」と言われております21世紀も早いもので、13年目を迎えています。我が国では、経済のグローバル化、加速化する少子高齢化の進展、家族形態や個人の価値観の多様化など、社会を取り巻く環境が大きく変化しています。これらの変化に対応し、一人ひとりの人権が尊重される真に豊かで活力ある社会を創造するためには、男女があらゆる分野で共に参画し、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

このような状況の中、まんのう町では、2008（平成20）年4月に人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、2008（平成20）年3月に策定した「まんのう町総合計画」と照らし合わせながら「まんのう町男女共同参画プラン」を策定し、さまざまな施策を推進してまいりました。

このプランに掲げました理念や施策を推進するために、まず、私たち行政がプランの基本理念への理解を深め、あらゆる分野において男女共同参画の視点を持って取組み、町民の皆様とともに、男女共同参画のまちづくりを引き続き、推進していきたいと考えています。

どうか皆様の温かいご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本プランの改訂にあたり、熱心にご審議いただきました男女共同参画推進員の皆様、並びに貴重なご意見をいただきました皆様に対して、心から厚くお礼申し上げます。

2013（平成25）年4月

まんのう町長 栗田 隆義

まんのう町男女共同参画プラン（改訂版）

～ 目 次 ～

第1章	プランの改訂にあたって	1
第2章	プラン改訂の背景	3
第3章	取組の基本方針	9
(1)	プランの体系図	9
(2)	基本目標別施策の方向と施策の内容	11
I.	あらゆる分野での男女共同参画を推進するための条件整備	11
1.	男女共同参画に向けた意識形成	11
2.	固定的な性別役割分業意識の解消と慣習・慣行の見直し	13
3.	男女平等教育・学習等の推進	16
4.	政策決定の場への女性の参画促進	19
II.	男女共同参画社会を実現するための地域・まちづくりの推進	23
1.	男女が対等な構成員として、地域活動に参加・参画できる まちづくりの推進	23
2.	安心して子どもを産み、育てることができる環境の整備・充実	25
3.	多様な形態の家族等への理解の促進と自立支援	28
4.	住民と行政の男女共同参画によるパートナーシップの推進と ネットワークづくりの推進	30
III.	女性の人権が尊重される地域・まちづくり	31
1.	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組みの推進	31
2.	女性の働く権利の確立と保障	33
3.	メディアにおける女性の人権の尊重	37
4.	生涯を通じた女性の心とからだの健康づくり	39
IV.	あらゆる施策への男女共同参画の視点の組み入れ	41
1.	男女共同参画の視点をあらゆる施策に組み入れるための 施策の見直しと展開	41
第4章	計画の推進	43
1.	推進体制の整備・強化	43
2.	住民、国、県、他の自治体との協働	43
3.	計画の進行管理	43
資料編		45
男女共同参画に関する国内外の動き		45
男女共同参画社会基本法		49
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約		54
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律		60
用語の解説		69

第1章 プランの改訂にあたって

1. 経過及び趣旨

我が国では、1999（平成11）年に制定された「男女共同参画社会基本法」の基本理念に則り、2000（平成12）年に「男女共同参画基本計画」が策定され、2005（平成17）年に「第2次男女共同参画基本計画」を策定し、その後、2010（平成22）年には「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

香川県でも、2002（平成14）年には「香川県男女共同参画推進条例」を施行し、2011（平成23）年に策定された「第2次かがわ男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組みが総合的に推進されています。

そして、まんのう町では、男女共同参画社会形成のための総合的な指針として、2008（平成20）年4月に「まんのう町男女共同参画プラン（以下、「プラン」という。）」を策定し、さらに、同年3月に策定した「まんのう町総合計画」と照らし合わせながら、男女共同参画社会の推進に努めてきました。

こうした状況の中で、これまでの取組みや制度の整備等により、さまざまな分野で女性が活躍する場面がみられるようになってきましたが、本町の男女共同参画に関する認識はまだ十分とはいえず、家庭・地域・職場では、依然として従来の固定的な性別役割分担の意識が強く残っているなど、多くの課題が残されています。

近年、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷に伴う非正規労働者の増加と貧困並びに格差の拡大等、社会情勢が大きく変化している中、現代社会が抱えるさまざまな課題を解決するためにも、家庭・地域・職場・教育の場における役割分担や活動等における固定的な性別役割分業を払拭し、「人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、一人の人間として、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現が必要不可欠です。

このため、まんのう町においては、男女共同参画社会の実現を重要な課題と位置付け、引き続き推進すべき施策や新たに推進すべき施策の行動指針となるように本プランを改訂しました。

2. プランの性格

- (1) このプランは、2008（平成20）年4月に策定した「まんのう町男女共同参画プラン」の成果及び残された課題を引き継ぎ、発展させるための改訂版であり、まんのう町における男女共同参画社会の実現に向けた施策の方向と推進するための方策を明らかにする行動計画です。
- (2) このプランは、「男女共同参画社会基本法※」に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」と位置付けます。
- (3) このプランは、行政のあらゆる分野の施策、他の個別計画の策定及びそれらの計画に基づく施策の推進にあたって、男女共同参画の視点を組み入れるための指針となる総合的な計画です。

(※)男女共同参画社会基本法（1999（平成11）年法律第78号）

男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するために定めた法律である。

3. プランの期間

計画の期間は、2013（平成25）年度から2017（平成29）年度までの5年間とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化に対応して、必要に応じて見直しを行います。

4. 基本理念

「性別にかかわらず、互いに尊重し、誰もが輝くまちづくり」

男女が、性別や年齢にかかわらず、互いに尊重し合い、自らの意思によって職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、喜びも責任も分かち合えるまちを行政、事業所、町民が三位一体となつてつくっていきます。

第2章 プラン改訂の背景

1. 国内外の動き

国連は、1975（昭和50）年を「国際婦人年」とし、『平等・発展・平和』を女性の地位向上のためのスローガンとして「第1回国際婦人年世界会議」（メキシコシティ）を開催しました。この会議で採択された世界行動計画に基づいて、1976（昭和51）年から1985（昭和60）年までの10年間を「国連婦人の10年」と定め、各国は国内行動計画を策定し、実施することになりました。1979（昭和54）年には「女子差別撤廃条約」を採択し、1985（昭和60）年の「国際婦人の10年」ナイロビ世界会議（ナイロビ）では、世界行動計画を2000（平成12）年まで延長して、女性の地位向上のために各国が取り組むべきことを決め、その取り組みの指針として「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。1995（平成7年）の「第4回世界女性会議」（北京）では、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、12の重大領域における戦略目標と行動計画が具体的に示されました。2000（平成12）年にはニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」の実施状況の検討・評価等を行った結果、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアチブ」（いわゆる「成果文書」）が採択されました。2005（平成17）年には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から10年という記念すべき年に、「北京+10」が開催され「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認するとともに、これら成果文書の完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める内容の宣言が採択されました。さらに、女性のリーダーシップと参画、女性に対する暴力根絶、女性の経済的エンパワーメントの推進等の役割を担う、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN WOMEN）が2011（平成23）年に正式発足しました。

日本においても、このような国際的な動きと連動する形で、女性の地位向上のための取り組みが進められました。1985（昭和60）年5月には「男女雇用機会均等法」を成立させ、6月に「女子差別撤廃条約」を批准、1987（昭和62）年には「西暦2000年に向けて新国内行動計画」を策定し、1999（平成11）年6月に男女共同参画社会の形成の促進などに関する基本事項を定める法律「男女共同参画社会基本法」が制定されました。その後、政府はこの法律に基づく基本計画作りを進め、2000（平成12）年12月には男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示す「男女共同参画基本計画※」を策定しました。また、2005（平成17）年12月には第2次計画を策定し、さらに、その5年経過した2010（平成22）年12月には、第3次計画が策定されました。

「男女共同参画社会基本法」の制定と前後して「改正男女雇用機会均等法」と「児童買春禁止法」が施行、2000（平成12）年には「ストーカー規制法」、「児童虐待防止法」が施行、そして、2001（平成13）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が成立、翌2002（平成14）年には、全面施行されました。また、2004（平成16）年と2007（平成19）年の2度にわたる改正で、配偶者からの暴力の定義が精神的暴力・性的暴力を含むものに拡大されるとともに、保護命令制度が拡充されました。さらに、同年「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と2008（平成20）年には「仕事と生活調和推進のための行動指針」が策定され、2009（平成21）年には「次世代育成支援対策推進法」が改正されるなど女性をめぐる社会的環境は大きく変わってきています。

香川県においては、1982（昭和57）年4月に、総合的かつ効果的な女性対策のより

どころとなる「香川県婦人行動計画」の策定以来、順次計画を策定し、2002（平成14）年には「香川県男女共同参画推進条例」を制定しました。その後、2010（平成22）年の「香川県次世代育成支援行動計画（後期計画）」、2011（平成23）年の「第2次かがわ男女共同参画プラン」や「第2次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」を策定しました。

（※）男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法に基づいて、2000（平成12）年12月、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示すために策定された初めての法定計画。ここでは、「男女共同参画社会」とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。

2. まんのう町の取組

2006（平成18）年3月20日、琴南町、満濃町、仲南町が合併して誕生した“まんのう町”も7年目を迎えようとしています。これまでも男女共同参画社会の実現に向けて2006（平成18）年8月に、「まんのう町男女共同参画プラン策定委員会」を設置し、2006（平成18）年11月には、男女共同参画プランの策定や男女共同参画によるまちづくりを推進していくための基礎資料を得ることを目的に「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施するとともに、合計15回にわたる審議と住民の皆さんからの意見、実態を反映させた「まんのう町男女共同参画プラン」を2008（平成20）年4月に策定しました。

国や地方自治体などでの男女共同参画に関する取組みの活性化や女性を取り巻く環境の変化にもかかわらず、社会全体には、性別による差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方が依然として存在しており、男女の多様な生き方を阻害していることは否定できません。なおかつ、男女共同参画についての正しい理解が進んでいない状況もみられ、さらには、女性に対する暴力等も顕在化してきています。

こうした状況と女性問題等における社会情勢を踏まえて、「人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現をめざした基本方針となる「まんのう町男女共同参画プラン（改訂版）」を策定することとしました。

3. 女性を取り巻く状況

男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めていくには、「女性を取り巻く」社会に目を向けておく必要があります。

（1）仕事と家事・育児の分担

社会を円滑に運営していくためには、収入を伴う有償労働（ペイドワーク）と、家事・育児・介護・地域活動等の無償労働（アンペイドワーク）の両方が必要です。

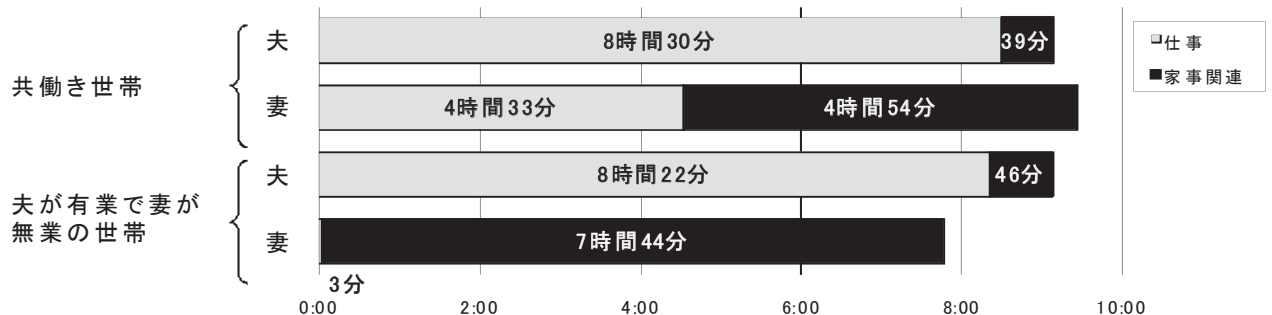
しかし、日本では、男性は有償労働に、女性は無償労働に従事する割合が高くなっています。

総務省「社会生活基本調査」によると1週間の1日平均の労働時間は、共働き世帯で男性は8時間30分、女性は4時間33分、家事時間は妻が4時間54分に対し、夫は39分に過ぎません。仕事と家事関連の時間を合わせると、女性の方が男性よりも18分

も長いのです。

仕事と家庭の両立が叫ばれている中、男性の家事・育児参加は改善傾向にあるものの、依然として女性に家事の負担が大きく偏っていることは否定できません。

【図－１】女性の就労状態別：妻と夫の仕事時間と家事関連時間



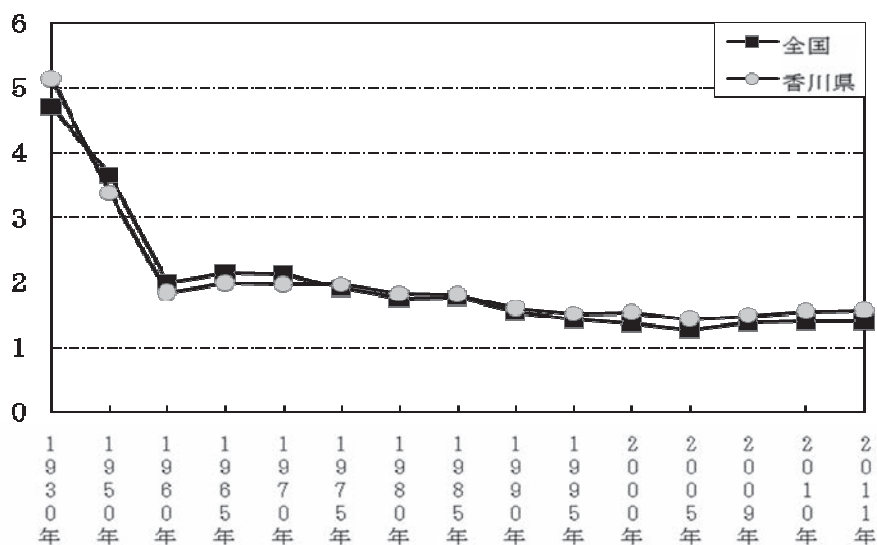
注：家事関連は「家事・看護・介護・育児及び買物」の合計
総務省「社会生活基本調査」2011(平成23)年

(2) 少子高齢化の進展

戦後の第1次ベビーブーム期（1947（昭和22）年～1949（昭和24）年）には260万人を超えた出生数は、1956（昭和31）年には、156万人に減少。その後、第1次ベビーブームの世代が出産年齢を迎えた第2次ベビーブーム期（1971（昭和46）年～1974（昭和49）年）となり、ピーク時の1973（昭和48）年には209万人の出生数がありました。しかし、その後は増加した年はあるものの、ゆるやかな減少を続け、2011（平成23）年の出生数は105万人、合計特殊出生率の全国平均は、1.39と全国的な出生数の減少傾向は続いています。

一方、高齢人口は総人口が減少に転じた後も増加を続けており、それによる労働人口の減少、社会保障の分野における現役世代の負担の増大が社会問題として指摘されています。

【図－２】合計特殊出生率



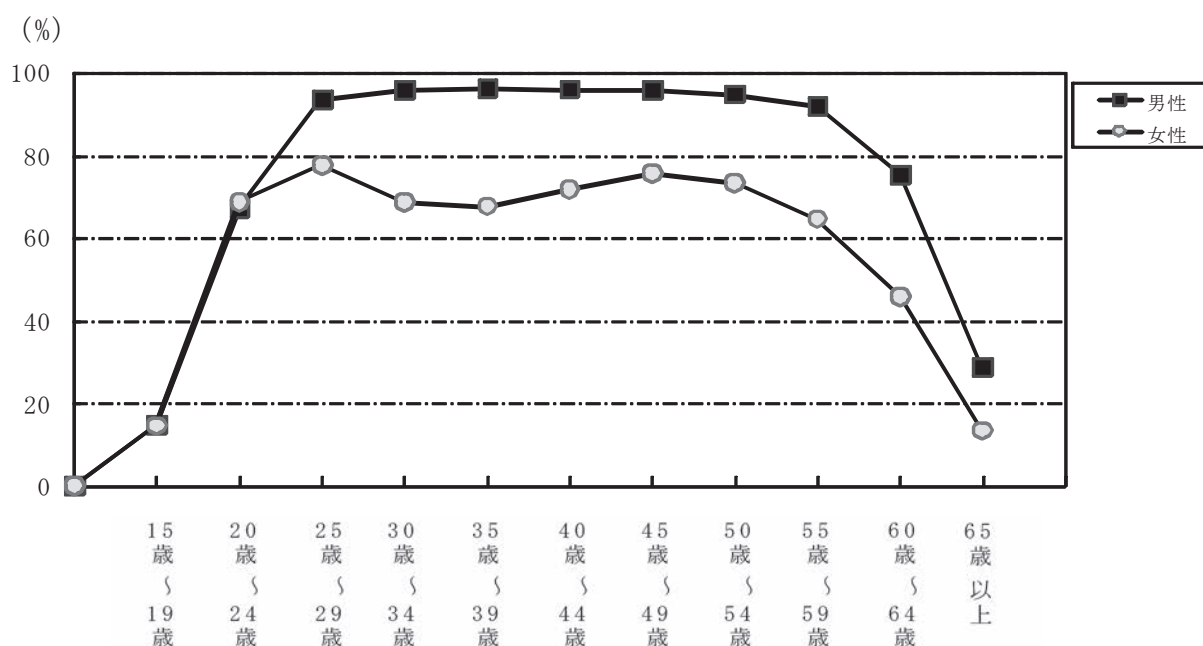
厚生労働省（人口動態統計）

(3) 女性と労働

日本の女性の労働力率は、20歳代前半にピークがあり、その後減少した後で反転し、40歳代後半に2度目のピークを迎える、いわゆる「M字型曲線」になっています。しかし、2006（平成18）年の調査以降、前半のピークが20歳代後半に持ち越されるようになってきており、女性の労働力率の動向に変化が出てきています。これには、晩婚化、未婚化が影響していると考えられます。また、45歳～54歳の有配偶者の女性雇用者（いわゆる共働き女性）が増加しています。しかし、20歳代では正規雇用者が多いのですが、出産・育児等でいったん仕事を辞めた女性が再就職する場合は、パートタイマー等の非正規職員雇用が多くなっています。

一方、男性の労働力率は、女性と異なり、20歳代で就労した後は働き続けるというパターンが一般的で、グラフは台形になります。

【図－3】性別－年齢階級別労働力率

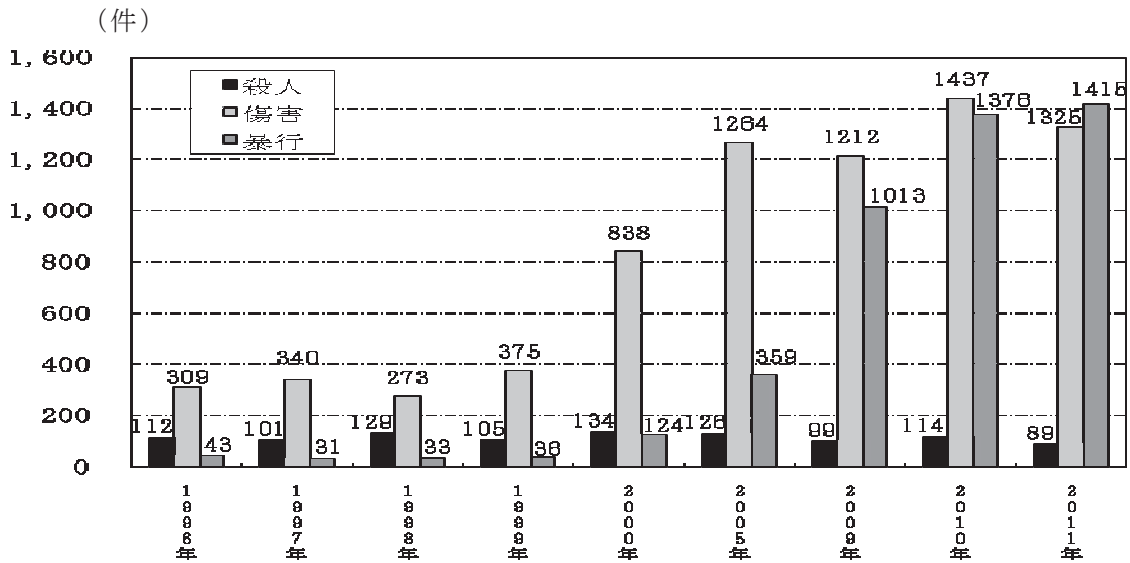


総務省労働力調査2011（平成23）年度

(4) 女性に対する暴力

女性に対する暴力については、DV防止法、ストーカー規制法等によって法的な規制ができるようになりました。とりわけ、DV防止法が施行されたことによって、配偶者間の暴力も犯罪であると認められるようになりましたが、このことが社会に深く浸透しているとは言えない状況があります。しかし、警視庁の統計によれば、夫から妻への傷害の検挙率は一気に増加しています。DVをはじめ、女性に対する暴力は許されないものという社会的合意を引き続き形成していく必要があります。

【図－４】夫から妻への犯罪（検挙数）



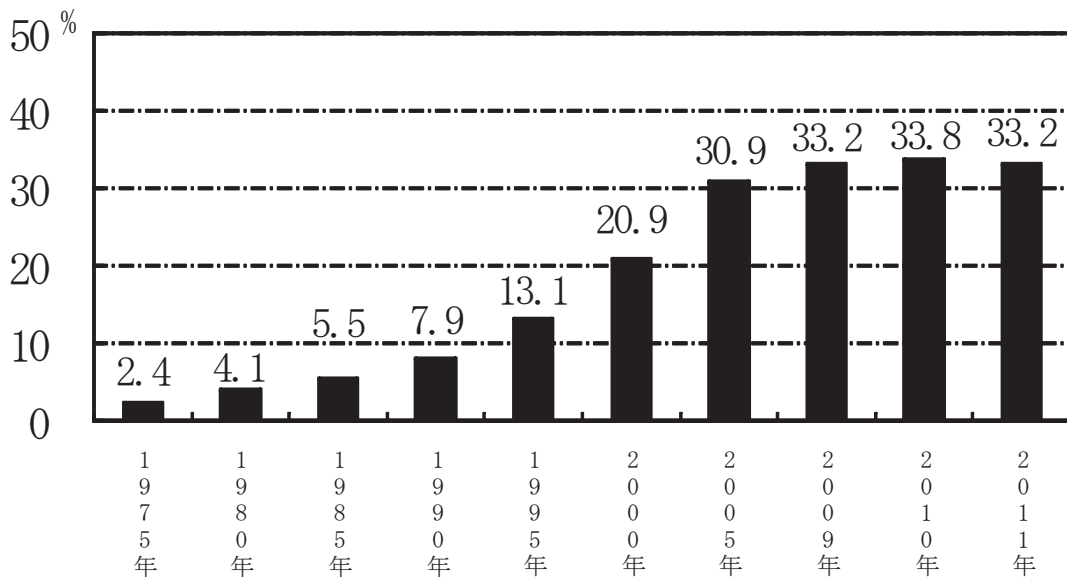
警視庁調べ

(5) 女性の政策決定の場への参画

女性の声を政治や行政に反映させるためには、女性がもっと大臣や地方自治体の首長、議員になることや管理職に就くことが重要ですが、まだその数は少ないのが現状です。もう少し身近なところで、国民の声を行政に反映させるための重要な機関に審議会があります。審議会の委員に女性が占める割合は1975（昭和50）年には2.4%だったのが、2011（平成23）年には33.2%に増え、女性委員のいる審議会も30.8%から97.2%に増えています。しかし、子どもや家庭、女性に関する分野の委員に女性が多いという傾向があり、偏りがあると同時に、委員会の中に女性は1人か2人だけという場合も少なくないようです。

【図－５】審議会等における女性委員

(国家行政組織法第8条に基づく審議会を対象に調査)



内閣府調べ

4. 「男性問題」という視点

男女共同参画は、長い間、女性差別を受けている女性たちの問題、すなわち「女性問題」だと考えられてきました。しかし、男女共同参画には「男性問題」もあることが認識されるようになってきました。

男女共同参画社会は、女性たちの取組みだけでは実現しません。女性に比べると、固定的な性別役割意識が強く、男性優位を当然視しやすい男性がその意識や行動を変える必要があります。さらには、DVでも、男性加害者の問題も見逃せません。

このように、男性の有り様が女性差別の撤廃の障害になっているという意味で、男女共同参画は「男性問題」ともいえます。

固定的な性別役割意識（女性はこうあるべき、男性はこうあるべきという思い込み）は、男性の生き方を狭めてしまうことがあります。この意味でも「男性問題」だといえます。

男らしさへのこだわりを「男らしさの鎧^{よろい}」ということがあります。過労死や中高年の自殺等については、男性の役割や男らしさとの関係が指摘されています。男性による看護・介護や父子家庭等では、男性ならではの問題を抱え込むこともあります。さらに、男の子のいじめや引きこもり等についても、男らしさの問題が絡んでいるといわれています。DVにおいても、男性の被害者がいることを忘れてはなりません。

このように、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現は、男性が自分らしく生きるためにも必要なことです。

男女共同参画の推進を考えると、こうした「男性問題」が存在し重要な問題でもあることを理解しておく必要があります。

第3章 取組の基本方針

取組の基本方針

(1) プランの体系図

基本目標	主要課題	具体的施策
I あらゆる分野での男女共同参画を推進するための条件整備	1 男女共同参画に向けた意識形成	(1) 男女共同参画についての住民の理解の促進 (2) 男女共同参画についての町職員等の理解の促進
	2 固定的な性別役割分業意識の解消と慣習・慣行の見直し	(1) 家庭・地域における固定的な性別役割分業意識の解消 (2) 働く場における固定的な性別役割分業意識の解消 (3) 教育の場における固定的な性別役割分業意識の解消 (4) 慣習や慣行についての見直しと意識の改革 (5) さまざまな社会制度についての学習機会の提供
	3 男女平等教育・学習等の推進	(1) 家庭における性別役割にとられない子育ての推進 (2) 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進 (3) 生涯学習における男女共同参画についての学習の推進
	4 政策決定の場への女性の参画促進	(1) 女性の人材情報の把握 (2) 町政をはじめとする政策・方針決定過程への女性の参画の促進 (3) 女性のエンパワーメントの推進
II 地域・男女共同参画づくりの社会を推進するための	1 男女が対等な構成員として、地域活動に参加・参画できるまちづくりの推進	(1) 地域活動における男女共同参画の促進 (2) 地域活動のリーダーへの女性参画の促進 (3) 地域における活動の活性化と新たな活動の創出の促進
	2 安心して子どもを産み、育てることができる環境の整備・充実	(1) 地域活動における子育て支援システムの充実 (2) 仕事と子育ての両立支援策の整備・充実 (3) さまざまな保育ニーズに対応できるような保育施策の整備 (4) すべての子どもが健全に育つ環境の整備・充実
	3 多様な形態の家族等への理解の促進と自立促進	(1) 多様な家族形態を認め合い、分かり合うための啓発活動の推進 (2) 多様な形態の家族等への男女共同参画の視点に立った自立支援 (3) 高齢者・しょうがい者への男女共同参画の視点に立った自立支援
	4 住民と行政の男女共同参画によるパートナーシップの推進とネットワークづくりの推進	(1) 住民・企業・各種団体等とのパートナーシップの推進 (2) 情報発信、交流の場の整備と活用

基本目標	主要課題	具体的施策
III 女性の 人権が 尊重さ れる地 域・ま ちづく り	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組みの推進	(1) 女性に対する暴力根絶に向けた啓発活動の推進 (2) 女性に対する暴力の相談体制の整備 (3) 女性に対する暴力被害者の救済と支援 (4) 加害者自助グループへの支援
	2 女性の働く権利の確立と保障	(1) 女性の就労環境の整備 (2) 男女平等な労働観の育成 (3) 労働に関する基本的権利についての学習の機会と情報の提供 (4) 女性の職業意識・能力向上への支援
	3 メディアにおける女性の人権の尊重	(1) 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの育成 (2) メディアを活用した男女共同参画情報・女性情報の公開 (3) まんのう町の行政刊行物等の点検及び表現方法の見直し
	4 生涯を通じた女性の心とからだの健康づくり	(1) 性と生殖に関する健康と権利についての啓発の推進 (2) 生涯の各時期に応じた女性の心とからだの健康づくりの推進 (3) 働く女性の健康管理の支援
IV 参画の あらゆる 視点の 施策へ の組み 入れの 男女共 同	1 男女共同参画の視点をあらゆる施策に組み入れるための施策の見直しと展開	(1) 男女共同参画の視点を組み入れるための施策の見直しと展開 (2) 町役場の男女共同参画のモデル事業所への展開

(2) 基本目標別施策の方向と施策の内容

基本目標 I

あらゆる分野での男女共同参画※1を推進するための条件整備

急激に変化する少子高齢化、ライフスタイルの多様化、経済のグローバル化、情報システムの劇的ともいえる進展等、私たちを取り巻く社会・経済環境は大きな転換期を迎えており、固定的な性別役割分業を前提にしたこれまでの女性と男性の関係についても、根本的に考え直さなくてはならない重大な局面に差し掛かっています。

我が国においては、1946（昭和21）年、個人の尊重等を基本的人権として保障した日本国憲法が制定され、これによって男女平等の実現に向けた取組みが、国際的な動きと連動しながら進められてきました。しかし、こうした国連や国の取組みにもかかわらず、家庭、職場、地域等あらゆる分野において固定的な性別役割分業は根強く存在し、男女間の格差はいまだ解消されていません。

男性は公的領域に、女性は私的領域に振り分けられ、社会的決定権のある場への女性の参画が阻まれることになると、制度や政策、方針決定への女性の視点が欠落しがちです。性別によって差別されることのない男女共同参画社会の実現のために、固定的な性別役割分業意識や、社会における制度や慣行等を、ジェンダー※2の視点から見直していかなければなりません。

そのために、住民一人ひとりが、ジェンダー（社会的性別）という言葉の意味や意義について、その理解が深まるよう、まんのう町が男女共同参画、ジェンダーの視点でさまざまな施策を推進していきます。

(※1) 男女共同参画

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」を形成するために、総合的、計画的に取り組む基本となる法律。1999（平成11）年6月に制定、施行された。「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」をいう。

(※2) ジェンダー

男女の性差には、国、地域、時代によって社会的・文化的につくられた性差があり、社会のうちに構造化された支配関係に組み込まれているという側面を持っている。このような性差をジェンダーという概念で捉える。

主要課題 1

男女共同参画に向けた意識形成

《現状と課題》

「男女共同参画社会基本法」では国のみならず、地方公共団体、国民にも男女共同参画社会の形成に寄与するように努める責務があることを明記しています。その責務を果たすためには、まんのう町住民や町職員をはじめ、まんのう町で働く人たちが男女共同参画社会について理解を深め、その形成に向けて力を発揮することが大切です。

2006（平成18）年に行った「男女共同参画に関する住民意識調査」（以下「住民意

識調査」という。)では、「男女共同参画という用語をよく知っている」と答えたのは男女共3割程度でしたが、「ジェンダー」については、男女共1割以下となっています(図-1)。今後、行政が男女共同参画社会の形成に向けて施策の展開をしていくためには、言葉の周知にとどまらず、その目的と意義を伝えていく必要があります。

【図-1】性別一言葉の認知度

あなたは次にあげる用語を知っていますか。

○男女共同参画

	よく知っている	名前ぐらいは聞いたことがある	全く知らない	無回答
女性 (n=260)	28.1	47.7	16.2	8.1
男性 (n=137)	26.3	46.0	17.5	10.2

○ジェンダー

女性 (n=260)	7.7	18.1	60.0	14.2
男性 (n=137)	8.8	16.8	59.9	14.6

まんのう町「男女共同参画に関する住民意識調査」2006(平成18)年

【具体的施策と施策の内容】

I-1-(1) 男女共同参画についての住民の理解の促進

施策の内容	担当課※	事業	実施時期
a 住民の理解を深めるため、啓発冊子の内容を充実させるとともに、さまざまな機会を増やし活用して、啓発活動を行います。	総務課 企画政策課 福祉保険課 健康増進課 産業経済課 等 教育委員会	・啓発冊子の発行 ・広報誌、ホームページの活用 ・「男女共同参画週間」「人権週間」「農山漁村女性の日」における啓発活動の実施 ・関係各課の協力の下、各課が実施する事業を活用した体系的な啓発活動の実施 ・関係各課の協力の下、イベント開催時のコーナーの設置	平成25年度から 事業充実
b 町内の事業所、各種団体等の実状を把握し、情報提供と啓発活動を行います。	総務課 企画政策課 福祉保険課 健康増進課 産業経済課 等 教育委員会	・啓発冊子の配布 ・事業所や各種団体への情報提供 ・関係各課の協力の下、イベント開催時のコーナーの設置	平成25年度から 事業充実

※担当課の列挙はまんのう町課設置条例に基づく順序(以下同じ)。

住民に期待すること	男女共同参画、ジェンダーについての理解を深める。
-----------	--------------------------

I-1-(2) 男女共同参画についての町職員等への理解の促進

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 町職員を対象に男女共同参画研修を継続して行うとともに、他団体が実施する男女共同参画をテーマにした研修を職員研修として取り入れていきます。	総務課 企画政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・研修計画を作成し、体系的な研修の実施 ・他団体が開催する研修への職員の参加促進 ・男女共同参画に関する情報の提供 	平成25年度から事業充実
b 町職員の意識調査や実態調査を行い、結果を公表します。	総務課 企画政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じた意識調査の実施 	平成26年度までに事業実施
c 教職員を対象に男女共同参画研修を継続して行うとともに、他団体が開催する男女共同参画をテーマとした研修を職員研修として取り入れていきます。	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・研修計画を作成し、体系的な研修の実施 ・他団体が開催する研修への参加促進 	平成25年度から事業充実

主要課題 2

固定的な性別役割分業意識の解消と慣習・慣行の見直し

《現状と課題》

男女共同参画社会の実現にとって大きな障害の一つは、人々の意識の中に根強く残っている性別に基づく固定的な性別役割分業意識です。

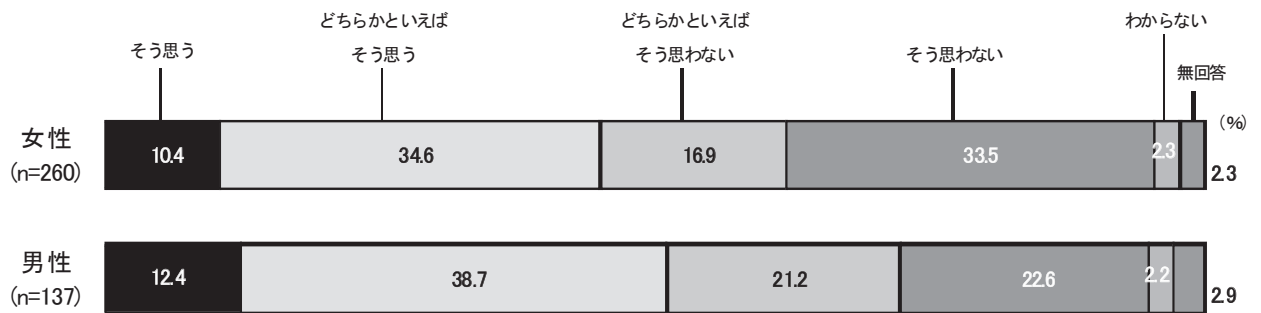
「住民意識調査」では、「男は外で働き、女は家庭を守る」という性別役割分業に「反対」が「賛成」をわずかに上回っていますが、男性は「反対」よりも「賛成」の割合が高くなっています(図-2)。平等と感じている割合が最も低かったのは、「社会通念・慣習など」の分野でした。旧来の慣習・慣行と言われるものの中には、男性優遇の考え方や男女の固定的役割分業を前提としたものが少なくありません(図-3)。

農林業の経営に主体的に参画する女性の割合は、男性と比べ低くなっています。その理由として、女性は結婚を機に農林業に従事するケースが多く、農林業を職業としてではなく、家業として捉えられる傾向が強いこと等が考えられます。こうした社会の中にあるさまざまな慣習・慣行を見直していくことが必要です。

男女共同参画社会の実現を図るためには、女性も男性も固定的な性別役割分業にとらわれず、さまざまな活動に参画していける条件整備が必要ですが、それには慣習・慣行の見直しだけでなく、社会制度(税制や年金制度等の社会保障制度)が生き方や働き方を選ぶ上で、性別によって不公平がないかどうかについても考える機会を提供し、理解を深める必要があります。

【図－２】性別－性別役割分業意識

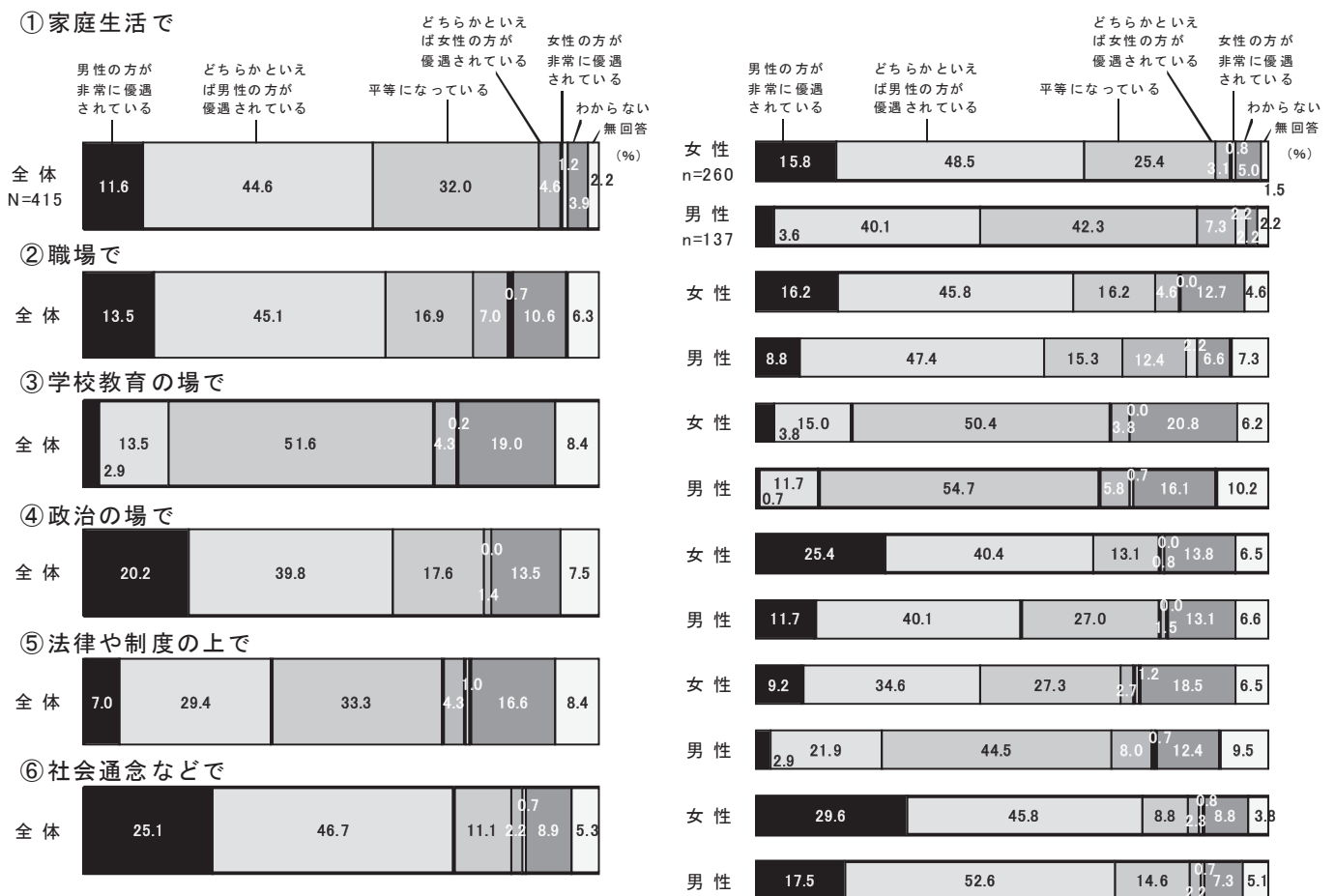
「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について、あなたの意見に最も近いものはどれですか。



まんのう町「男女共同参画に関する住民意識調査」2006(平成18)年

【図－３】性別－年代別－男女の地位の平等感

あなたは「社会通念・慣習など」の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。



まんのう町「男女共同参画に関する住民意識調査」2006(平成18)年

【具体的施策と施策の内容】

I-2-(1) 家庭・地域における固定的な性別役割分業意識の解消

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 町の広報媒体や講座等の啓発活動によって、性別役割にとらわれず男女が共に家庭生活、地域活動に参加・参画する機運を高めることに努めます。	企画政策課 福祉保険課 健康増進課 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 啓発冊子、広報誌等への情報の掲載 ホームページ等の活用 講座等の開催 保護者を対象とした学習機会の提供 両親教育や出産後の親子教室への父親の参加促進 固定的な性別役割分業意識の解消に視点を置いた情報の発信 固定的な性別役割分業意識の解消に配慮した事業の実施 	平成25年度から 事業充実

町民に期待すること	一人ひとりが、家庭や地域で固定的な性別役割分業にとらわれていないかどうか振り返る。
-----------	---

I-2-(2) 働く場における固定的な性別役割分業意識の解消

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 事業主等に対して、職場における慣習・慣行が一方の性別の不利益にならないように働きかけます。 b 事業主等に対して男女雇用機会均等法を遵守し、性差別のない職場環境にするよう働きかけます。	企画政策課 産業経済課	<ul style="list-style-type: none"> 「家族的責任」と「職場での責任」の両立支援の重要性認識のための啓発の促進 不公平是正のための啓発 	平成25年度から 事業充実
c 女性が対等な構成員として経営に参画できるよう、情報提供や学習会、研修会を開催します。	産業経済課	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結促進と女性認定農業者への誘導 生産技術や経営能力向上のための講座等の情報提供 	平成26年度までに 事業充実

町民に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> 職場において、固定的な性別役割分業にとらわれていないかどうか振り返る。 家族経営協定等、第1次産業における男女共同参画の推進を図るには、どのようにしたらよいか考える。
-----------	--

I-2-(3) 教育の場における固定的な性別役割分業意識の解消

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a いわゆる「隠れたカリキュラム」といわれるものに、固定的な性差観に基づく性別役割分業意識が潜んでいることを保育士、教職員に気付かせるよう、保育所・幼稚園・学校の教職員対象に研修会を開催するとともに、他団体が実施する研修会への参加を促します。	総務課 企画政策課 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 研修会の開催 研修への参加促進 再掲 I-1-(2) 	平成25年度から 事業充実

町民に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ・性別にかかわらず、子どもの個性と能力が発揮できるように、固定的な性別役割分業意識がないか振り返る。 ・「隠れたカリキュラム」がないかどうか振り返る。
-----------	--

I-2-(4) 慣習や慣行についての見直しと意識の改革

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 自主的な住民グループ等と連携して、職場・地域・家庭等における慣習・慣行について調査を行い、その結果を住民に公開し、慣習・慣行が男女いずれかに対して不利益を与える結果になっていないかどうか考える機会を提供します。	企画政策課 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の受講者に対する自主活動グループの支援 ・各種講座の情報提供 	平成25年度から 事業充実

町民に期待すること	男女共同参画、ジェンダーの視点から、慣習や慣行の見直しをする。
-----------	---------------------------------

I-2-(5) さまざまな社会制度についての学習機会の提供

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 税制や年金制度等の社会保障制度が、生き方や職業を選ぶ上で性差によって不公正がないかどうかを学習する機会を提供します。	企画政策課 税務課 福祉保険課 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学習機会の提供 	平成25年度から 事業充実

町民に期待すること	税制や社会保障制度が生き方や職業を選ぶ上で、性別にかかわらず、公平になっているかどうかを振り返る。
-----------	---

主要課題 3

男女平等教育・学習等の推進

《現状と課題》

男女共同参画社会の形成にとって次代を担う子どもたちの教育は重要な課題です。子育てにおいて、「女の子だから、男の子だから」といった性別による異なった扱いは、子どもたちが性別役割分業意識を意図せず内在させることになりかねません。養育する立場にある大人たちがこのことに留意し、併せて子どもの人権について理解を深めるような学習の機会が確保されることが重要です。

保育所、幼稚園、小中学校での保育や教育は、制度的には男女平等になっていますが、いわゆる「隠れたカリキュラム」といわれる学校行事、出席簿、生活指導、教師の言動等が、性別に基づく固定的な性別役割分業を前提に行われることがないよう留意しなければなりません。「住民意識調査」の設問の中で、「女らしく、男らしく振る舞うように言われた」には男女共3割以上が経験したと答えています(図-4)。学校教育における男女で異なる扱いの有無について点検していく必要があります。

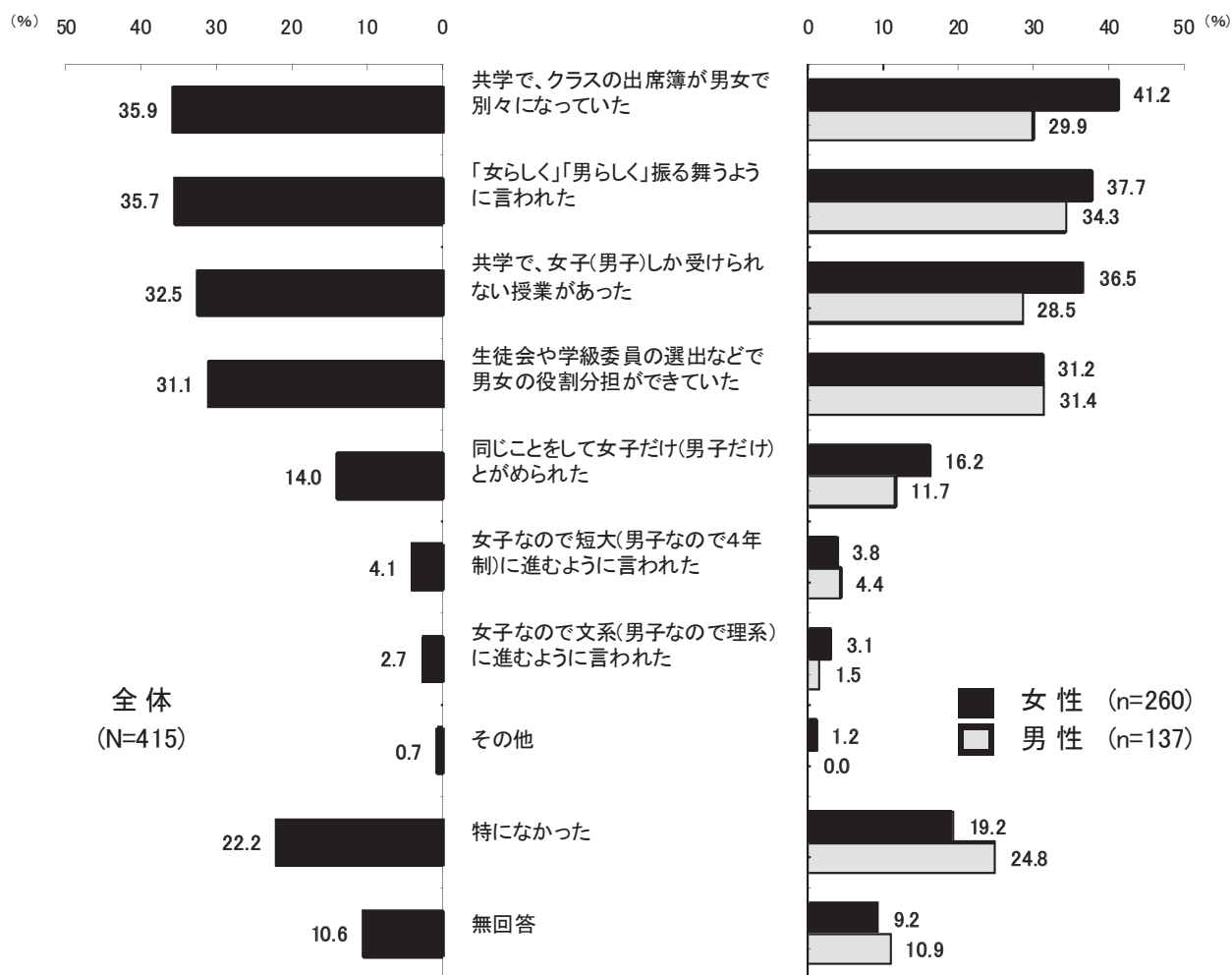
教育面だけでなく学校運営についても男女平等、男女共同参画の視点で見直しを

行うとともに、教職員自身の理解が深まるように研修の機会を設けることが必要です。

性別役割分業意識は、とりわけ中高年の男女に強く見られます(図-5)。こうした人たちの男女共同参画についての理解が進めば、町全体として固定的な性別役割分業の克服につながると考えられます。生涯学習の場においても、学習プログラム等に固定的な性別役割分業意識に基づく偏りが無いかどうか男女共同参画、ジェンダーの視点から見直し、男女共同参画についての学習の機会を設けることが必要です。

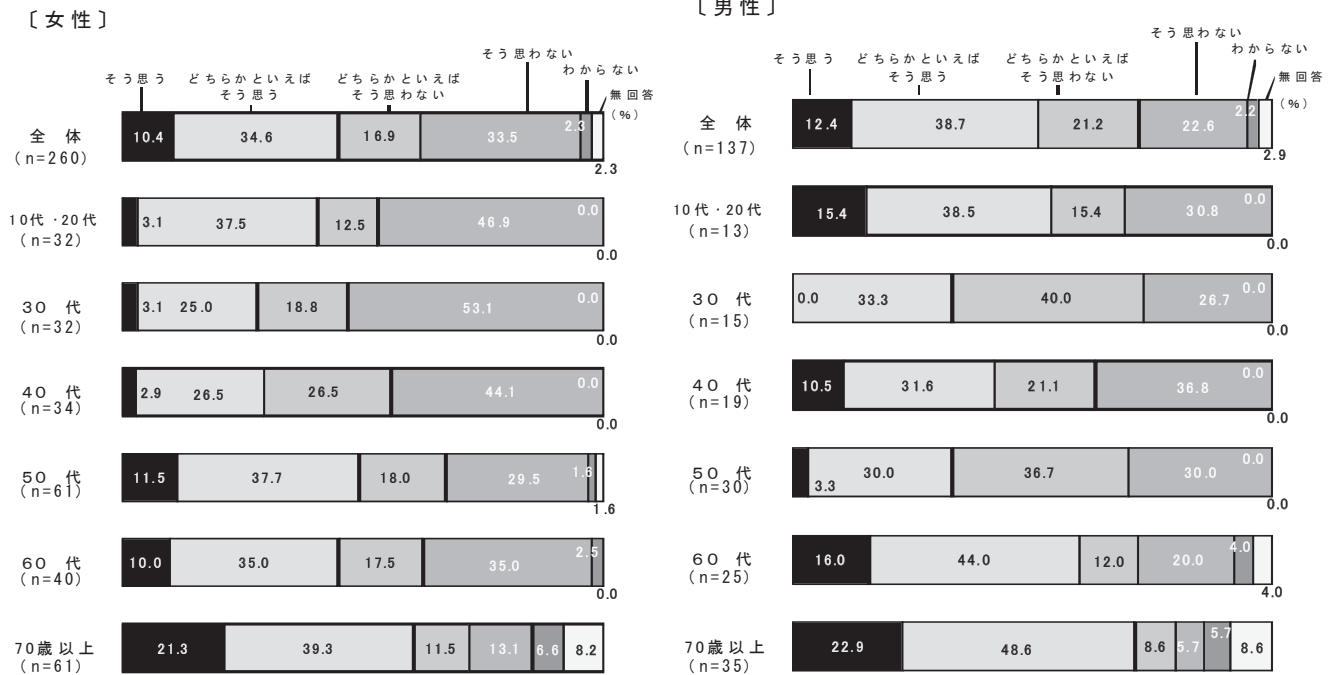
【図-4】性別-学校教育における男女の違い

あなたは、学校生活の中で次のような経験をしたことがありますか。



【図－５】年代別－性別役割分業意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について、あなたの意見に最も近いものはどれですか。



まんのう町「男女共同参画に関する住民意識調査」2006(平成18)年

【具体的施策と施策の内容】

I-3-(1) 家庭における性別役割にとらわれない子育ての推進

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 広報誌や講座等で「女らしく、男らしく」といった性別役割にとらわれない子育てについての情報提供をします。	企画政策課 福祉保険課 健康増進課 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌、ホームページへの情報掲載 ・ 啓発冊子の活用 ・ 講座の開催 ・ 乳幼児健診、子育て教室での情報提供 ・ 性別役割にとらわれない子育てに重きを置いた両親教室、講座等の開催 ・ 両親教室や出産後の親子教室への父親の参加促進 ・ 保育所案内等の活用 ・ 高齢者のための講座の活用 ・ 保護者を対象とした学習機会の提供 ・ 再掲 I-2-(1)-a 	平成25年度から事業充実
b 子どもの人権尊重の重要性について啓発と学習機会の提供を行います。 (「子どもの権利条約」「児童虐待防止法」「児童買春禁止法」等についての学習機会を含む。)	企画政策課 福祉保険課 健康増進課 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌、ホームページへの情報掲載 ・ 啓発冊子の活用 ・ 講座等の開催 ・ 保護者を対象とした学習機会の提供 	平成25年度から事業充実

町民に期待すること	家庭生活において、性別にとらわれない子育てをする。
-----------	---------------------------

I-3-(2) 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 保育、教育を進めるための指導方法やカリキュラムを男女共同参画、ジェンダーの視点で見直します。	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 学校等における男女平等教育の推進（推進計画及び実施情報の報告・混合名簿等の実施状況調査報告） 学校図書への配慮 がん具、絵本、教材への配慮 発表会、文化祭、体育祭等の行事において、その活動が性別による偏りが無いかどうか点検実施 再掲 I-2-(3)-a 	平成25年度から事業充実
b 男性の幼稚園教諭、保育士の採用や配置にあたっては男女共同参画の視点で行います。	総務課 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点での職員配置の徹底 	平成25年度から事業充実

町民に期待すること	保育所、幼稚園、学校等における男女平等教育や男女共同参画の推進について知り、関心を持つ。
-----------	--

I-3-(3) 生涯学習における男女共同参画についての学習の推進

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 男女とも生涯学習の場に参加するよう働きかけます。	総務課 企画政策課 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 男女が共に参加しやすくなるように配慮した情報の提供 保育付き講座の開催 	平成25年度から事業充実
b さまざまな生涯学習の場での男女共同参画について学習する機会を提供します。	総務課 企画政策課 福祉保険課 健康増進課 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 関係課の連携による講座、講演会等の開催 再掲 I-1-(1)-a 再掲 I-2-(1)-a 再掲 I-2-(5)-a 再掲 I-3-(1)-a・b 再掲 I-4-(3)-a 	平成25年度から事業充実

町民に期待すること	身近な所で行われる研修会等の機会を生かす。
-----------	-----------------------

主要課題 4

政策決定の場への女性の参画促進

《現状と課題》

行政をはじめ企業や団体等、さまざまな社会組織における政策・方針決定の立場にある女性の割合は、男性に比べ格段に少ないのが現状です。男女共同参画社会基本法では「政策等の立案及び決定への共同参画」を基本理念の一つとしています。香川県では、2020（平成32）年までに指導的地位に女性の占める割合が少なくとも30%程度になるよう、各分野の取組みを進めています。県の審議会等委員への女性の参画については、人材を幅広く活用し、2020（平成32）年度末までにおおむね40%以上にすることを目標とするとともに、女性委員のいない審議会を早期に解消する

こととしています。

「住民意識調査」の女性の方針決定過程への参画の設問について、「さらに増やす必要がある」と5割以上の方が回答しています(図-6)。まんのう町の審議会等の附属機関では、9委員会中、女性のいない委員会は2委員会となっています。全委員数276人のうち女性委員は94人で、登用率34.1%となっています。

しかし、行政委員会5つのうち女性のいる委員会は2つで、女性のいない委員会が大半を占めています。全委員数41人のうち女性委員は3人で、登用率7.3%と極端に低くなっています。町議会は、18議員のうち女性議員は1人だけとなっています。町役場の管理職(課長補佐以上)は、44人のうち女性は4人という状況にあります(図-7)。

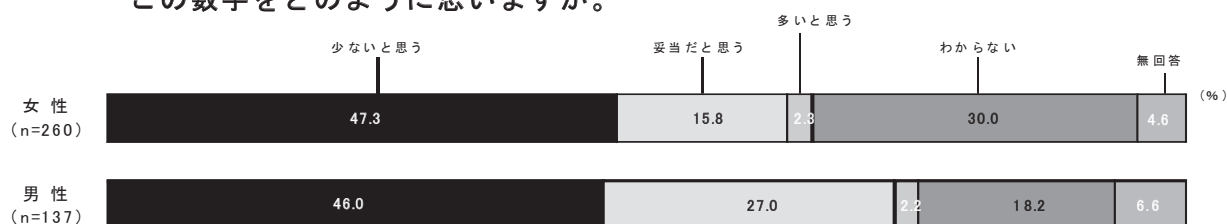
男女共同参画社会の実現のためには、政策や方針の立案、決定といった社会的な意思決定への女性の参画拡大が重要です。女性のいない行政委員会を解消し、審議会においてはより一層の女性の登用を推し進めるため、女性登用のための制度設計が必要であり、登用に際しては、専門知識を有する女性を見つけにくいという現状をかんがみ、女性の人材発掘とデータベース化を併せて進めていくことやポジティブ・アクション(積極的改善措置)の活用等も必要です。

しかし、制度やシステムの構築だけでは女性はその能力を十分に生かすことは困難です。男女相互の理解の下、固定的な性別役割分担意識に基づく男性優位の社会環境を変革し、女性が社会的な意思決定の場で力を発揮できるよう、その能力を高める学習の機会や人材の養成に取組み、女性のエンパワーメントへの支援が求められます。男女共同参画を推進する行政において、女性職員が政策立案等の意思決定に参画することは必須であり、民間企業や他の組織への先行モデルという意味においても、より多くの女性を管理職に登用し活躍の場を設けていかなければなりません。

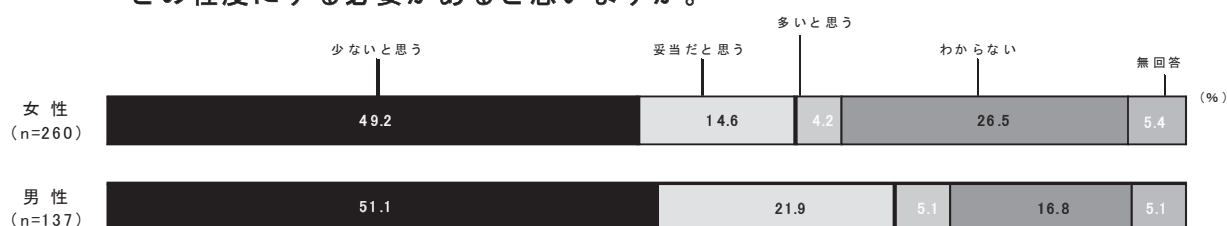
【図-6】性別-女性の政策決定の場への参画について

まんのう町は、審議会等の女性委員は20.2% (18.10.1現在) を占めています。

この数字をどのように思いますか。



あなたは今後、行政や企業、社会的活動などの方針決定の場に、女性の割合をどの程度にする必要があると思いますか。



まんのう町「男女共同参画に関する住民意識調査」2006(平成18)年

【図－7】女性の政策・方針決定過程への参画状況（24.4.1現在）

地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の女性の登用状況

委員会、委員名	委員総数(人)	うち女性委員(人)	女性の割合(%)
教育委員会	5	2	40.0
選挙管理委員会	4	1	25.0
監査委員	2	0	0.0
農業委員会	27	0	0.0
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0
合 計	41	3	7.3

地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用

審議会等総数	うち女性委員の いる審議会	委員総数(人)	うち女性委員(人)	女性の割合(%)
9	7	276	94	34.1

まんのう町の管理職の状況（一般行政職）

役職名	総数(人)	うち女性職員(人)	女性の割合(%)
課長級	16	0	0.0
課長補佐級	28	4	14.3
合 計	44	4	9.1

【具体的施策と施策の内容】

I－4－（1）女性の人材情報の把握

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 女性の人材に関する幅広い情報の収集や整備を行うため、データベース化に努めます。収集・整理したデータの提供にも努めます。	総務課 企画政策課 福祉保険課 健康増進課 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 関係各課による女性、男性共に人材育成に関する情報の収集と整備 情報収集のための統一様式等の整備 情報のデータベース化のための検討委員会等の設置の検討 	平成29年度までに実施・検討

町民に期待すること	能力ある女性や参画意欲のある女性が埋れていないか振り返る。
-----------	-------------------------------

I-4-(2) 町政をはじめとする政策・方針決定過程への女性の参画の促進

施策の内容	担当課	事業	実施時期
<p>a 町政をはじめとする政策・方針決定過程に女性が参画しやすい環境づくりを推進します。</p> <p>b まんのう町の行政委員や審議会委員等への女性登用に関する目標値を設定して、その実現を図ります。</p> <p>c 「委員公募制」の積極的な採用を図ります。</p>	全課	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値が達成できるよう持続的に女性委員の割合増加の促進を推進 ・地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における女性の参画割合の増加 ・地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の委員における女性の参画割合の増加 	平成29年度までに事業充実に

町民に期待すること	委員＝男性、委員＝各種団体代表者という思い込みを捨て、さまざまな人が参画できるような環境づくりをする。
-----------	---

I-4-(3) 女性のエンパワーメントの推進

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 女性の政策・方針決定過程への参画を促進するために女性のエンパワーメントを図る学習講座等を開催し、女性リーダーの養成に努めます。	総務課 企画政策課 福祉保険課 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・エンパワーメントのための学習講座の開催 ・再掲 I-1-(1)-b 	平成25年度から事業充実に

町民に期待すること	女性リーダーを育てるといふ雰囲気づくり、環境づくりをする。
-----------	-------------------------------

基本目標 Ⅱ

男女共同参画社会を実現するための地域・まちづくりの推進

まちづくりは、住民と行政が、女性と男性が力を合わせて推進する領域です。男女が一方の性別に偏ることなく対等な構成員として地域活動に参加・参画できるようにするためには、男女共同参画、ジェンダーの視点で地域・まちづくりを見直すことが大切です。

従来のまちづくりは、ともすると、働き盛りの男性の生活を中心に生産性を優先してつくられてきました。そこでは、女性、高齢者、しょうがい者※3、子ども、在住外国人などの生活状況が十分反映されたまちづくりになっていなかったという反省がありました。少子高齢化社会は年齢の幅が広く、身体状況もさまざまな人々が同時に生きる社会です。まちづくりに、男女共同参画の視点が欠かせないの言うまでもありませんが、多様な価値観を認め、さまざまな年代の人たちの意思が反映されたまちづくりを推進します。

そのためには、企業、団体、地域社会といったそれぞれの活動の場で、住民一人ひとりが主体的、自主的にその役割を果たし、行政は、住民との連携を密にし、男女共同参画社会実現のための基盤整備を図り、住民への支援を進めていく役割を果たす必要があります。

(※3)「障害者」の表記について

一般的に「障害者」の“障”の字には「さしさわる」「さまたげとなる」、「害」の字には「悪くすること」「わざわい」などの否定的な意味があり、その人を表すときに“障害”を用いることは人権尊重の観点からも好ましくはないものと考えられる。障害も含めてその人自身を一人の人間として当たり前に受け入れていく地域社会作りをめざしていく上でも、今回のプランでは、「障害」という言葉が、単語あるいは熟語として用いられ、「ひと」を直接的に形容するような場合は、「障害」を「しょうがい」と表記する。

主要課題 1

男女が対等な構成員として、地域活動に参加・参画できるまちづくりの推進

《現状と課題》

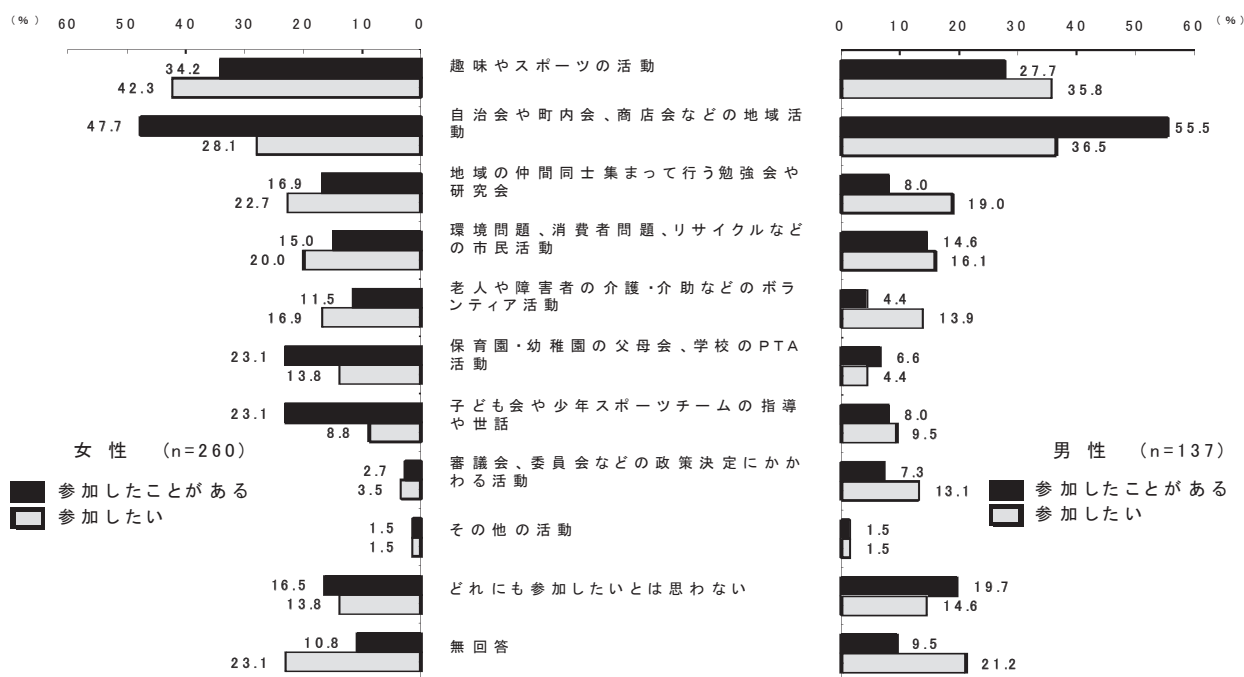
「住民意識調査」で最も参加率が高かった地域活動は「自治会や町内会、商店会などの地域活動」で、5割の人が参加しています。「趣味やスポーツの活動」と回答した人も3割以上と高くなっています。今後の参加意向でも、「趣味やスポーツの活動」、「自治会や町内会、商店会などの地域活動」と回答した人が3割以上と高くなっています。現在の参加状況と今後の参加意向を比較すると、男女とも参加意向が参加状況を上回っているものは、「趣味やスポーツの活動」、「地域の仲間同士集まって行う勉強会や研究会」、「環境問題、消費者問題、リサイクルなどの市民活動」、「老人やしょうがい者の介護・介助などのボランティア活動」等で住民意識は比較的高くなっています(図-1)。これらについては、住民の自主的な活動の創出を促すとともに、行政として可能な支援策を用意する必要があります。

すべての人が安心して生活できる地域社会の形成には、まちづくりへの地域住民の積極的な参加・参画がこれからの重要課題です。男女にかかわらず一人ひとりが地域を支える一員であるとの自覚を促し、さまざまな世代の男女が対等な立場で共

に参加可能な活動にするために、男女共同参画の視点で組織運営がなされるよう働きかけることが必要です。

【図－１】性別－地域活動への参加

あなたはこの1年間にどのような地域活動に参加しましたか。
また、今後どのような地域活動に参加したいと思いますか。



まんのう町「男女共同参画に関する住民意識調査」2006(平成18)年

【具体的施策と施策の内容】

Ⅱ－１－（１）地域活動における男女共同参画の促進

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 地域活動の構成員が一方の性に偏らず、男女共同参画型の活動ができるよう働きかけます。(自治会、子ども会、PTAをはじめ、地域の住民組織を対象に、広報誌や啓発冊子の活用を含め、男女共同参画型の活動になるよう働きかけます。) b 地域活動において世代間交流が可能になるよう働きかけます。	総務課 企画政策課 福祉保険課 健康増進課 教育委員会	・再掲Ⅰ-1-(1)-a・b ・再掲Ⅰ-2-(1)-a ・再掲Ⅰ-3-(3)-a・b	平成25年度から 事業充実
c 男女共同参画社会の実現をめざす住民活動を支援します。	企画政策課	・講座の受講生による自主活動グループ育成支援	平成25年度から 事業充実

町民に期待すること	一人ひとりが地域活動において男女共同参画を進めるにはどうしたらよいか考える。
-----------	--

Ⅱ－１－（２）地域活動のリーダーへの女性参画の促進

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 地域活動における指導的立場への女性の参画促進に努めます。 b 地域活動のリーダーが一方の性に偏らないよう男女共同参画の視点で組織の運営を行うよう働きかけます。	総務課 企画政策課 福祉保険課 健康増進課 教育委員会	・再掲Ⅰ-1-(1)-b ・再掲Ⅰ-2-(1)-a ・再掲Ⅰ-2-(4)-a ・再掲Ⅰ-3-(3)-b ・再掲Ⅱ-4-(1)-a	平成25年度から 事業充実

町民に期待すること	特に女性がリーダーになりやすいようにするためにはどうしたらよいか考える。
-----------	--------------------------------------

Ⅱ－１－（３）地域の活動の活性化と新たな活動の創出の促進

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 住民に地域活動についての情報を提供します。	総務課 企画政策課 福祉保険課 健康増進課 教育委員会	・住民にわかりやすい情報提供の検討・実施 ・再掲Ⅱ-4-(1)-a・b ・再掲Ⅱ-4-(2)-a	平成25年度から 事業充実
b 住民が求める時代のニーズに合った地域活動の充実に努めます。	総務課 企画政策課 福祉保険課 健康増進課 教育委員会	・住民の自主的な活動とのパートナーシップを深めることで住民ニーズの把握 ・再掲Ⅱ-4-(1)-a・b ・再掲Ⅱ-4-(2)-a	平成25年度から 事業充実

町民に期待すること	よりよい地域活動とはどのようなものか考えてみる。
-----------	--------------------------

主要課題 2

安心して子どもを産み、育てることができる環境の整備・充実

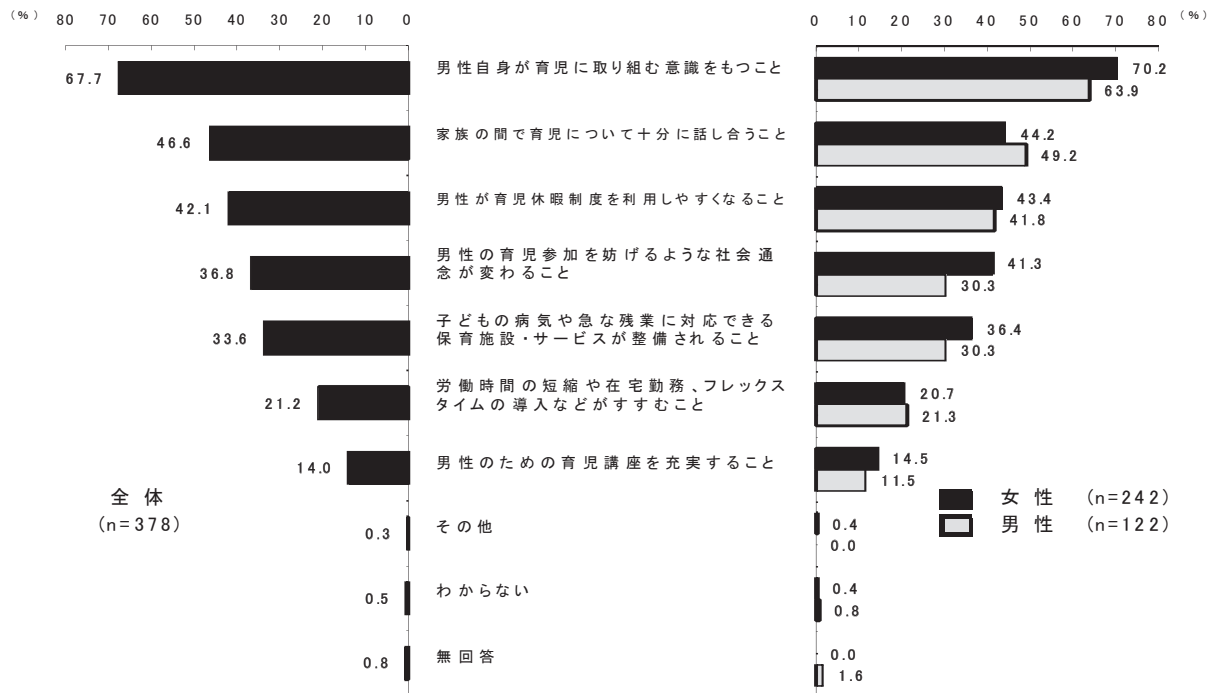
《現状と課題》

我が国の合計特殊出生率は、1970年代半ばから低下しはじめ、2011（平成23）年は1.39と、人口を維持するのに必要な水準である2.08を大幅に割り込んでいます。このように少子化が進む理由には、晩婚化、育児コストの増大、母親に集中する育児負担などさまざまな要因が挙げられています。そうした状況の中で、安心して子どもを産み、育てるためには、家庭における子育てと地域や行政における子育てへの支援システムを充実させる必要があります(図-2・3)。また、父親の子育て参画が進むような環境づくりが求められます。有償で働く男女の子育てと、家事等の無償労働を行っている主婦（夫）の子育て等、多様な家族様式(母子、父子、3・4世帯など)における、多様な子育てニーズに対応する保育体制の整備が求められています。

一方、子どもたち一人ひとりが個性を大切に育てられるよう、地域において子どもの人権を尊重する取組みを行うことが必要です。

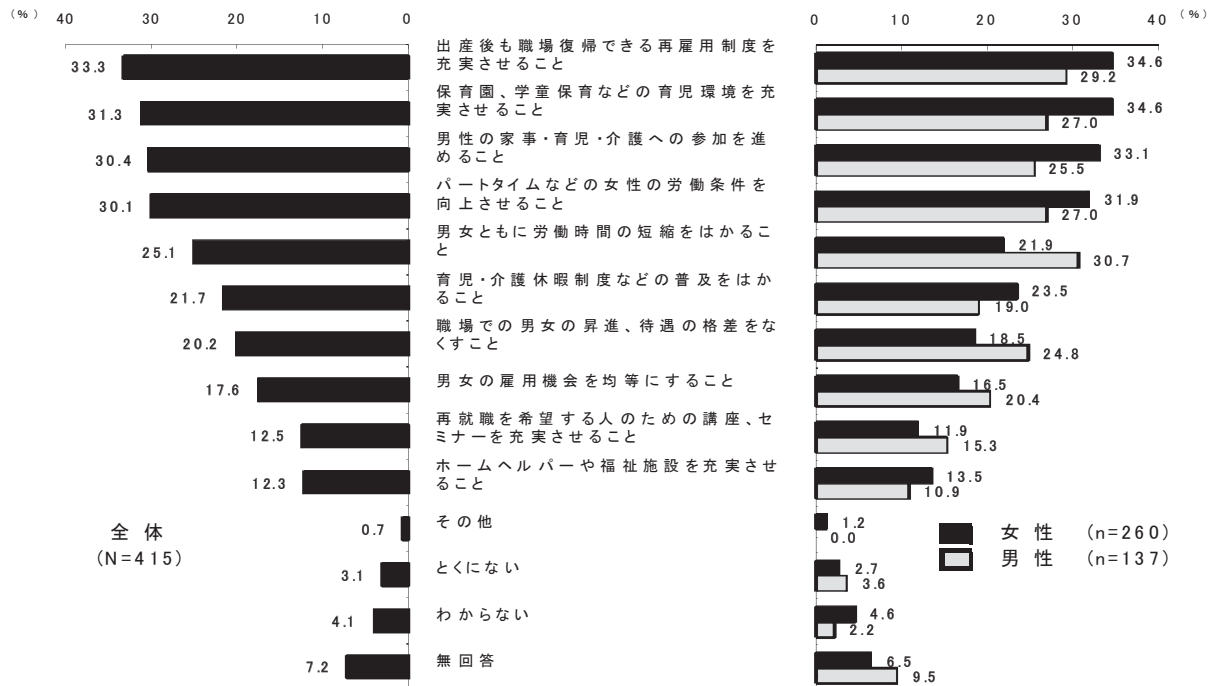
【図－２】男性の育児参加を促進するために重要なこと

男性の育児参加を促進していくためには、どのようなことが重要になると
 思いますか。



【図－３】家庭生活と職業生活を両立するために重要なこと

男女共に働きやすい社会環境をつくるには、どのようなことが重要だと
 思いますか。



【具体的施策と施策の内容】

Ⅱ－２－（１）地域活動における子育て支援システムの充実

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 家庭における子育ての支援を行うため、子育てに関する法律を含む情報の提供に努めます。 b 自主育児サークル活動を支援するとともに、育児支援グループの育成を図ります。 c 自主活動グループへの活動の場を提供するとともに、情報活動を支援します。	福祉保険課 健康増進課 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診、子育て教室、両親教室での情報提供 ・ILO条約（第156号）、育児・介護休業法等法律に関する情報提供 ・子育てネットワークへの支援 ・町内の事業所、各団体が行う子育て支援活動の推進 ・再掲Ⅰ-3-(1)-a・b 	平成25年度から事業充実

町民に期待すること	子育てをしている親等にやさしい地域づくりを推進する。
-----------	----------------------------

Ⅱ－２－（２）仕事と子育ての両立支援策の整備・充実

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 産後休暇後の保育、育児休業後の保育、一時保育（宿泊を伴わない。）、休日保育、病時保育、病後時保育、夜間保育、保育時間の延長等働く男女の多様な保育ニーズに対応する保育体制の整備を行います。 b 育児休業制度の適用のない職場（農林業、自営業等）で働く親等の子育て支援のための保育体制を充実します。	福祉保険課 健康増進課 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・保育時間の延長の実施 ・一時保育の実施 ・病時保育、病後時保育、夜間保育、休日保育の実施の検討 	平成29年度までに検討・実施
c 産前産後のホームヘルパー派遣について検討します。	福祉保険課 健康増進課 教育委員会	・産前産後のホームヘルパー派遣の実施の検討	平成29年度までに事業の検討
d 働く親を支援する放課後児童健全育成事業（学童期保育）を充実します。	福祉保険課 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズの把握 ・学童保育の充実 	平成25年度から事業充実
e 働く男女の子育てと仕事の両立への理解を深めるため、子育て世代をはじめ、広く地域の人々や事業所等を対象に啓発活動を行います。	企画政策課 産業経済課 福祉保険課 健康増進課 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診、子育て教育、家庭教育学級等での情報提供 ・PTA主催の学習会の活用 ・子育て支援する世代を対象にした啓発活動の実施 ・事業所等を対象に啓発パンフレットの配布 ・再掲Ⅰ-1-(1)-a・b ・再掲Ⅰ-2-(1)-a ・再掲Ⅰ-2-(2)-a・b 	平成25年度から事業充実

町民に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てしやすい環境とはどのようなものか考えてみる。 ・働きながら子育てがしやすい環境とはどのようなものか考えてみる。
-----------	--

Ⅱ－２－（３）さまざまな保育ニーズに対応できるような保育施策の整備

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 家事等無償労働を行っている主婦（夫）が、病気、冠婚葬祭、学習、地域活動への参加等に際して一時保育が容易に受けられるシステムの整備を図ります。	福祉保険課 健康増進課 教育委員会	・再掲Ⅱ-2-(2)-a・b	平成29年度までに 検討・実施

Ⅱ－２－（４）すべての子どもが健全に育つ環境の整備・充実

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 住民、行政職員、教職員、保育士、学校医等子どもにかかわるすべての人たちが子どもの人権について学習し、連携する機会を設けます。	総務課 企画政策課 福祉保険課 健康増進課 教育委員会	・各種会合等を利用し、積極的に人権教育を推進	平成25年度から 事業充実
b 幼児のうちから一貫したCAP（子どもへの暴力防止教育）の実施を進めるとともに、子ども自身が「子どもの権利条約」について学ぶ機会を設けます。	総務課 企画政策課 福祉保険課 健康増進課 教育委員会	・保育所、幼稚園、小中学校との職員交流を深め、幼児期における人権教育を推進	平成25年度から 事業充実
c 児童虐待防止に向けて啓発を行うとともに、児童虐待防止、早期発見、再発防止のための活動を行います。	企画政策課 福祉保険課 健康増進課 教育委員会	・児童虐待防止のための啓発活動の実施	平成25年度から 事業充実
d 子ども自身が悩みを相談できる機能を充実させ、相談窓口についての情報を提供します。	福祉保険課 教育委員会	・広報誌、ホームページを活用した相談窓口の情報提供	平成25年度から 事業充実
		・スクールカウンセラーの全校配置の検討	平成29年度までに 事業の検討
e まちづくりに子どもが意見を言える場を設けます。	総務課 企画政策課 教育委員会	・子ども議会などの開催 ・小中学生からの提言募集の検討	平成25年度から 事業充実

町民に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての子どもの人権を尊重する。 ・子ども自身がその人権について知り、行使できるように働きかける。 ・自他を大切にすることを理解できるように働きかける。
-----------	---

主要課題 3

多様な形態の家族等への理解の促進と自立支援

《現状と課題》

結婚形態の変化や離婚の増加によって単親家族も増えてきており、最近では祖母と孫という、親世代がない家庭が増えてきているようです。その他、在住外国人の家族、夫婦の一方が外国人であるという家族もみられます。このように多様化した家族を対象に施策を展開していく上で、行政はもとより住民一人ひとりがさまざまな形態の家族を認め合い、理解し合い、男女共同参画の視点で、それぞれの家族のニーズに合った自立支援に取り組まなければなりません。

一方、今後も高齢者人口は急速に増加することが予測されています。これからの高齢化社会を豊かで住みよい社会にするために、看護や介護等の支援システムを男女共同参画の視点で構築していくことが大切です。看護や介護が主として女性によって担われている現状を男女共同参画型に移行していくための施策を展開していくことも重要です。

【具体的施策と施策の内容】

Ⅱ-3-(1) 多様な家族形態を認め合い、分かり合うための啓発活動の推進

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 一人暮らし、一人親家庭、高齢者だけの家族、しょうがい者のいる家族、国際結婚の家族等、さまざまな形態の家族を認め合い、分かり合うための啓発活動を行います。	企画政策課 福祉保険課	・広報誌、ホームページの活用 ・啓発冊子の活用 ・人権週間記念行事、イベント等開催時におけるコーナー設置 ・再掲 I-1-(1)-a・b	平成25年度から 事業充実

町民に期待すること	さまざまな家族の在り方を理解し、それぞれを尊重する。
-----------	----------------------------

Ⅱ-3-(2) 多様な形態の家族等への男女共同参画の視点に立った自立支援

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 一人親家庭、高齢者だけの家族、しょうがい者のいる家族、国際結婚の家族等多様な形態の家族のニーズに合った相談や情報提供に努めます。	企画政策課 福祉保険課 健康増進課 教育委員会	・広報誌、ホームページの活用 ・啓発冊子の活用	平成25年度から 事業充実

Ⅱ-3-(3) 高齢者・しょうがい者への男女共同参画社会の視点に立った自立支援

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 高齢者、しょうがい者自身の活動が男女共同参画の視点で行われるよう啓発を行います。	福祉保険課 健康増進課	・広報誌、ホームページの活用 ・啓発冊子の活用	平成25年度から 事業充実
b 高齢者、しょうがい者の看護や介護が男女共同参画の視点で行われるよう啓発を行います。	福祉保険課 健康増進課	・男女共同参画の視点に立った高齢者・しょうがい者の看護・介護教室の開催	平成25年度から 事業充実
c 男女とも参加できる高齢者の看護・介護教室の開催を図るとともに、しょうがい者の看護・介護相談についての指導では、看護・介護者が女性に偏らないような指導を行います。			

町民に期待すること	男女が共に看護、介護しやすい環境を整える。
-----------	-----------------------

主要課題 4

住民と行政の男女共同参画によるパートナーシップの推進とネットワークづくりの推進

《現状と課題》

男女共同参画社会の実現には、行政の努力のみで達成できるものではなく、住民一人ひとりの意識の変革や自主的な努力に負うところが大きいと考えられます。企業、団体、地域社会のあらゆる場での人々の自主的な取組みが促進されるよう住民と行政がパートナーシップを築き、連携・協力していく必要があります。

そのためには、まず地域の団体や組織、事業所に対して男女共同参画の実現に向けた住民と行政のパートナーシップの必要性について、理解を深めるための啓発活動を進めることが必要です。町内事業者に対して、男女共同参画推進のモデル職場となるための条件整備を図るよう働きかけることも必要です。

従来からさまざまな形で行われてきた住民活動を見ると、定型的な組織団体としての活動か、あるいは、単独のグループ活動にとどまっている場合が少なくないようです。今後は、地域の団体や組織、自主的な活動をしているグループをネットワーク化することによって、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進していかなければなりません。そのために、ボランティア活動等の住民の主体的な活動を支援する拠点として、男女共同参画等に関することや地域活動に関するさまざまな情報を提供し、住民が互いに交流し学習することができる場の整備が必要です。

【具体的施策と施策の内容】

Ⅱ－４－（１）住民・企業・各種団体等とのパートナーシップの推進

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 住民の自主的な活動を支援し、住民活動とのパートナーシップを深めます。 b ボランティアグループのネットワーク化を促進します。	総務課 企画政策課 福祉保険課 健康増進室 産業経済課 教育委員会	・住民、企業、各種団体等の現状把握と意見交換の実施	平成25年度から事業充実

町民に期待すること	ボランティアグループ等の住民活動に積極的に参加し、互いに交流しながら学習する。
-----------	---

Ⅱ－４－（２）情報発信、交流の場の整備と活用

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 男女共同参画社会の実現に向けた住民同士あるいは住民と行政の、情報交換や交流の場の開設について検討します。	総務課 企画政策課 福祉保険課 健康増進室 教育委員会	・コミュニティ組織同士や住民同士、行政との交流の場の整備について検討	平成29年度までに事業の検討

基本目標 Ⅲ

女性の人権が尊重される地域・まちづくり

人権の尊重は、男女共同参画社会の基本的な理念で、一人ひとりの人権が今まで以上に尊重される社会を築いていくことが必要です。これまでも、「女子差別撤廃条約」や「女性の権利は人権である」とした第4回世界女性会議の「北京宣言」等によって、女性の人権の擁護が国際レベルでうたわれてきました。しかし、現実には、女性が女性であることによって、男性と比べて生き方の選択肢が少なかったり、能力に応じた役割や地位に就くことが阻まれている状況があることは否めません。とりわけ、人権侵害として世界的にも問題となっているのが女性に対する暴力です。DV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力等、女性に対する暴力は後を絶たず、慣習・慣行の名による女性排除、メディアの中での女性差別等、女性の人権が侵されている状況にあります。

人権意識の欠如した社会は、男性の人権も侵されやすい社会です。まずは女性の人権に着目し、男女の人権が共に守られる男女共同参画社会をめざします。

主要課題 1

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組みの推進

《現状と課題》

暴力にはさまざまな形がありますが、主に女性に対する暴力として、DV、性的虐待、セクシュアル・ハラスメント、売買春等があります。これらの暴力は、それを受けた女性のからだだけでなく、恐怖や不安からくるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の心の病気に悩まされたり、自信・自尊心の喪失や自尊感情の低下を招くこともある重大な人権侵害行為なのです。

さらに、児童が被害者となる性的虐待や児童買春等の暴力を見逃すことはできません。これらの暴力が児童に与える影響は大きく、未然の防止はすべて大人の責任です。男性や男の子が被害者になりうることに留意しておく必要があります。なお、こうした暴力の根絶には加害者に対する相談や教育等が必要であることも忘れてはなりません。

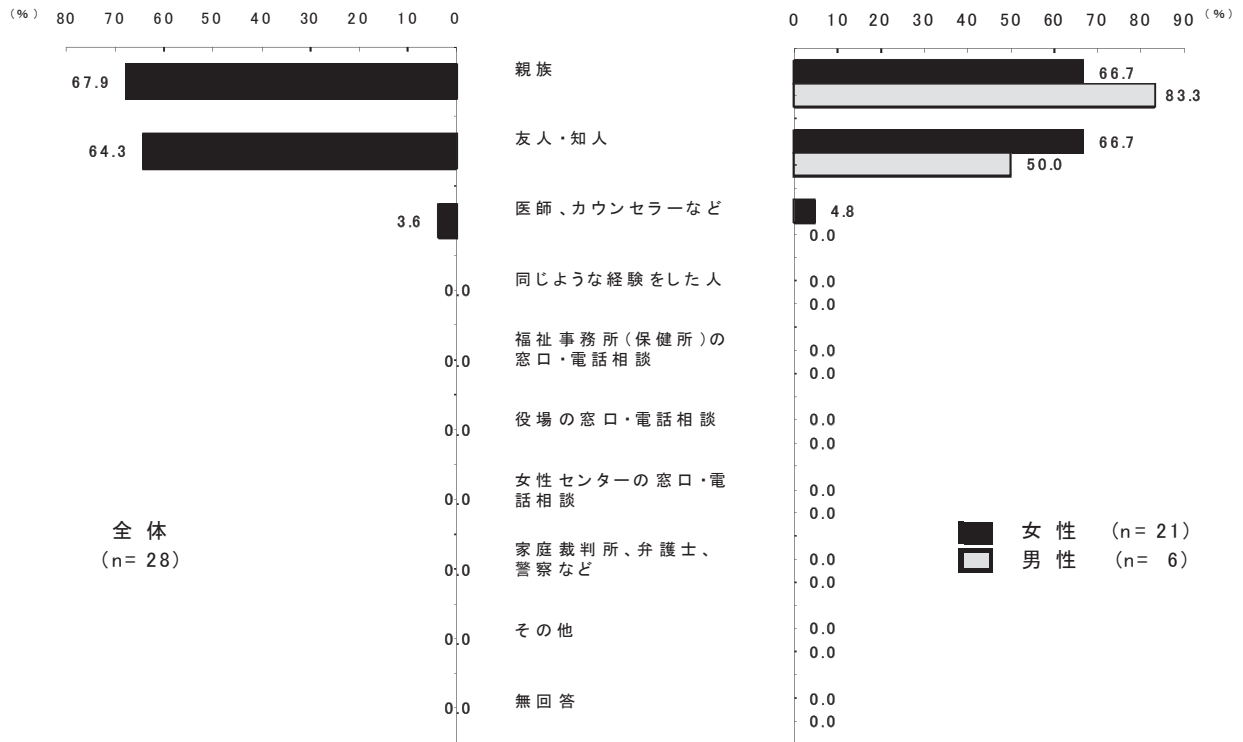
しかし、これらの暴力は命にかかわる重大な問題でありながら、今までは社会的に表立って取り上げられず、子どもへのしつけは暴力ではない、被害女性にも落ち度がある等の考えから、人権侵害であるという認識が薄かったと思われれます。

最近になってようやく、国も「児童買春禁止法」「ストーカー規制法」「児童虐待防止法」「DV防止法」等の法律を矢継ぎ早に成立させました。

女性や児童に対する暴力は犯罪であり、決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底することが必要です。児童虐待の加害者自身が精神的、経済的に困難な状況に置かれている場合もあり、被害者救済と併せて、加害者への対策を講じることが大切です。「住民意識調査」でDVの体験を尋ねた項目では、1割の女性が何らかの暴力を受けていることが分かりました。その相談相手として「公的相談機関」を挙げたのはごくわずかで、大部分が家族や友人、近隣の人ということでした。被害者救済について、さまざまな手段を講じる必要があることが浮き彫りになりました（図-1）。

【図－１】性別－暴力を受けたときの相談相手

暴力を受けた時、相談した相手はどなたですか。



まんのう町「男女共同参画に関する住民意識調査」2006(平成18)年

【具体的施策と施策の内容】

Ⅲ－１－（１）女性に対する暴力根絶の啓発活動の推進

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 女性に対する暴力の実態を知り、理解を深めるための啓発活動を充実します。 b 女性に対する暴力を許さない社会的機運を高めるため、学習機会を設ける等方策を講じます。（男女共に「ストーカー規制法」「児童虐待防止法」「児童買春禁止法」「DV防止法」等についての学習機会を提供します。） c 個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を育てる教育を推進します。	総務課 企画政策課 福祉保険課 教育委員会	・広報誌、ホームページの活用 ・啓発冊子の活用 ・人権週間記念行事、イベント等開催時におけるコーナー設置 ・地域の活動団体や自治会との連携による啓発活動の実施、学習機会の提供 ・中学生を対象にした学習機会の検討 ・保護者を対象とした学習機会の検討	平成25年度から事業実施
d 女性に対する暴力に関係する部署の職員への研修機会を設けます。	総務課 企画政策課 福祉保険課 教育委員会	・職員研修の実施 ・他団体が開催する専門的な研修会への参加促進	平成25年度から事業実施

町民に期待すること	主に女性に対する暴力であるDVの実態を知り、理解を深める。
-----------	-------------------------------

Ⅲ－１－（２）女性に対する暴力の相談体制の整備

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a ストーカー、DV、セクシュアル・ハラスメント等の被害者に対する相談事業や相談窓口の情報を提供します。	総務課 企画政策課 福祉保険課	・ 広報誌、ホームページを活用した情報の提供 ・ 啓発冊子を活用した情報の提供	平成25年度から事業充実
b 暴力被害者に対する専門家による相談事業の実施を図ります。	企画政策課	・ 専門家による相談事業の実施の検討	平成29年度までに事業の検討

町民に期待すること	あらゆる暴力は人権侵害であることに気付き、暴力を許さない環境をつくっていく。
-----------	--

Ⅲ－１－（３）女性に対する暴力被害者の救済と支援

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 女性相談センター、警察等と連携して女性や子どもに対する暴力の被害者の把握と救済に努めます。 b 女性や子どもに対する暴力の被害者に救済活動を行っている組織や機関と連携して被害者の心身の回復援助に努めます。 c 県や関係機関と連携して、DV等の被害者の緊急一時避難についての情報提供に努めます。	総務課 企画政策課 福祉保険課	・ 庁内体制と関係機関との連携を図るため、被害者支援体制の整備	平成25年度から事業充実

町民に期待すること	身近に暴力被害者がいたら、被害者自身の意思を尊重して支援する。
-----------	---------------------------------

Ⅲ－１－（４）加害者自助グループへの支援

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 暴力の加害者を対象とした非暴力トレーニングプログラム等の学習機会についての情報提供に努めます。	企画政策課 福祉保険課	・ 広報誌、ホームページを活用した情報の提供	平成29年度までに事業実施

主要課題 2

女性の働く権利の確立と保障

《現状と課題》

働くことは女性にとっても、男性にとっても権利です。ところが、働くという点で女性は男性に比べて不利な状況に置かれてきました。働いている場合も、その働き方には明らかな性別役割分業に基づく偏りがあり、男性は正規社員・長期雇用型、女性は非正規社員・短期雇用型に位置付けられてきました。このような雇用形態は、結果的に女性を低賃金労働や不安定雇用に追いやり、経済的自立を困難にしています。反面、男性は家計の主たる担い手として、多くの収入を得るために長時間労働に携わることになり、家庭生活や地域に関わる時間を失ってきました。

「住民意識調査」でも、正規社員・正規職員は女性50.0%、男性74.6%、パート

タイマー、アルバイトは女性37.5%、男性5.6%と男女の就業形態に違いが見られました。働いていない50歳代以下の女性のほとんどが「家事・育児・高齢者の介護があるから」、「田・畑仕事があるから」を働いていない理由に挙げています(図-2・3)。

経済不況の中、女性の就労環境はとりわけ厳しくなっています。長期雇用型の正規社員・正規職員としての雇用が減り、アルバイト、パートタイム労働や派遣・登録社員等働き方が多様化している現状を踏まえ、労働関連法規の周知・啓発・情報提供を、雇用する側、雇用される側のどちらにも行う必要があります。

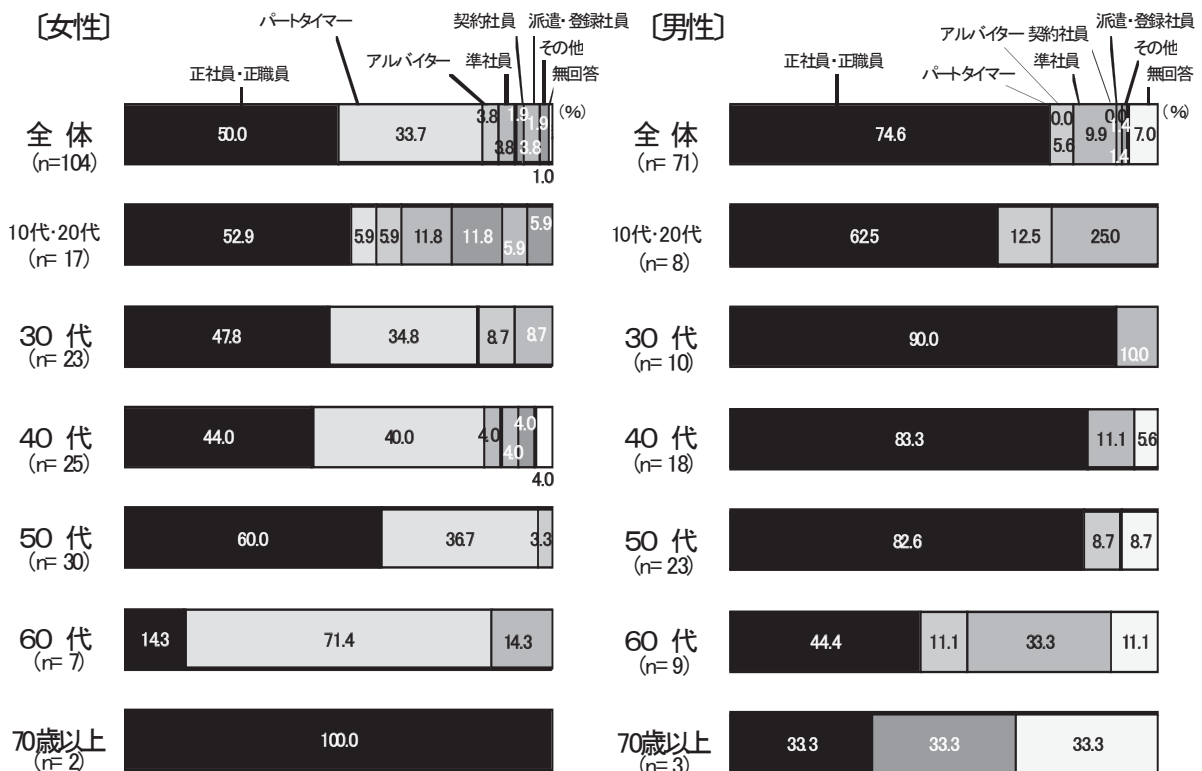
とりわけ、女性の働く権利を保障するためには、女性が働きやすい職場環境を整備していくことが重要です。労働分野における男女平等について、子どものうちから学ぶことも大切です。

この先、深刻化する少子化進行、労働力不足、地域活力低下を反転向上させるにはワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する必要があります。ワーク・ライフ・バランス社会の実現には個人、事業所、地域社会が相互に支え合わないと進みません。

特に、働く女性に対してワーク・ライフ・バランスを可能にする積極支援策を官民が早急に整備していくことが重要です。同時に男性の働き方の見直しも必要です。

【図-2】性別-就業形態

あなたの働き方はつぎのどれにあたりますか。



まんのう町「男女共同参画に関する住民意識調査」2006(平成18)年

【図－3】働いていない理由

あなたが現在収入を得るために働いていない理由は、つぎのどれにあたりますか。

〔主婦・主夫または無職の人／全体、男女年代別／3つまでの複数回答〕

		がや 見 つ た か い ら し 事 い や か 条 件 の 合 う し 事	も 働 き た く な い て も な か な か 採 用 し て	か 働 か な く て も 経 済 的 に 困 ら な い	家 事 ・ 育 児 が あ る か ら	田 ・ 畑 し 事 が あ る か ら	高 齢 者 や 病 人 の 世 話 が あ る か ら	健 康 ・ 体 力 に 自 信 が な い か ら	職 業 能 力 に 自 信 が な い か ら	
全	体	(n=101人)	9.9	6.9	6.9	16.8	18.8	16.8	25.7	5.9
男 女 年 代 別	女 性	10代・20代	(n=3人)	66.7	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	33.3
		30代	(n=7人)	28.6	14.3	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
		40代	(n=2人)	50.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
		50代	(n=10人)	30.0	10.0	0.0	40.0	50.0	50.0	10.0
		60代	(n=18人)	5.6	22.2	5.6	5.6	16.7	11.1	33.3
		70歳以上	(n=38人)	0.0	2.6	0.0	2.6	15.8	13.2	31.6
	男 性	10代・20代	(n=0人)	—	—	—	—	—	—	—
		30代	(n=2人)	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
		40代	(n=0人)	—	—	—	—	—	—	—
		50代	(n=0人)	—	—	—	—	—	—	—
60代		(n=5人)	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	20.0	20.0	
70歳以上	(n=15人)	0.0	0.0	33.3	0.0	20.0	26.7	40.0		

(%)

		い 趣 味 や 社 会 活 動 な ど 他 に や り た	家 族 が 反 対 す る か ら	家 族 の 転 勤 や 転 居 が あ る か ら	有 扶 養 家 族 に あ る か ら	働 き た く な い か ら	そ の 他	無 回 答	
全	体	(n=101人)	6.9	3.0	0.0	1.0	3.0	28.7	12.9
男 女 年 代 別	女 性	10代・20代	(n=3人)	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0
		30代	(n=7人)	0.0	0.0	0.0	0.0	28.6	0.0
		40代	(n=2人)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		50代	(n=10人)	10.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0
		60代	(n=18人)	11.1	0.0	0.0	0.0	22.2	11.1
		70歳以上	(n=38人)	5.3	5.3	0.0	0.0	5.3	34.2
	男 性	10代・20代	(n=0人)	—	—	—	—	—	—
		30代	(n=2人)	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
		40代	(n=0人)	—	—	—	—	—	—
		50代	(n=0人)	—	—	—	—	—	—
60代		(n=5人)	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	
70歳以上	(n=15人)	13.3	6.7	0.0	0.0	0.0	26.7		

まんのう町「男女共同参画に関する住民意識調査」2006(平成18)年

【具体的施策と施策の内容】

Ⅲ－２－（１）女性の就労環境の整備

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 町内事業所等に対する雇用の分野での男女労働者の均等な機会と待遇の確保のための啓発活動を行います。	企画政策課 産業経済課	・啓発パンフレット等の配布 ・再掲 I-1-(1)-b	平成25年度から 事業充実
b 町内事業所等に対してセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進を図るよう働きかけます。	企画政策課 産業経済課	・啓発パンフレット等の配布 ・再掲 I-1-(1)-b	平成25年度から 事業充実
c 町内事業所等に対してポジティブ・アクションの促進を図るよう働きかけます。	企画政策課 産業経済課	・啓発パンフレット等の配布 ・再掲 I-1-(1)-b	平成25年度から 事業充実
d 自営業（農林水産業を含む。）を対象に、女性家族従業員の地位向上のための啓発に努めます。	企画政策課 産業経済課	・啓発パンフレット等の配布 ・再掲 I-1-(1)-b ・再掲 I-2-(2)-c	平成25年度から 事業充実

町民に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が働きやすい環境とはどのようなものか考える。 ・家事労働を含め女性の貢献が軽視されていないか振り返ってみる。
-----------	--

Ⅲ－２－（２）男女平等な労働観の育成

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 学校教育や社会教育を通じて男女平等な労働観の育成に努めます。	企画政策課 教育委員会	・再掲 I-1-(1)-a ・再掲 I-3-(1)-a	平成25年度から 事業充実

Ⅲ－２－（３）労働に関する基本的権利についての学習の機会と情報の提供

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 事業主、管理者、企業の労務担当者、労働者に対して「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「労働者派遣法」「ILO条約(第156号)」等労働に関する基本的権利について周知を図ります。	企画政策課 産業経済課 教育委員会	・啓発パンフレット等の配布 ・再掲 I-1-(1)-b	平成25年度から 事業充実

町民に期待すること	労働に関する基本的権利について関心を持つ。
-----------	-----------------------

Ⅲ－２－（４）女性の職業意識・能力向上への支援

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 就労を希望する女性に対し、就業のためのエンパワーメント（能力向上や技術習得）の機会を提供します。	企画政策課 産業経済課	・就業のための能力向上や技術習得の機会の提供 ・再掲 I-3-(3)-a・b	平成25年度から 事業充実
b 固定的な性別役割にとらわれない職業選択ができるような情報提供に努めます。	企画政策課 産業経済課 教育委員会	・固定的な性別役割にとらわれない職業選択に重きを置いた職業体験授業の実施 ・性別役割にとらわれない職業意識形成につながる講座等の開催の検討	平成25年度から 事業充実

町民に期待すること	特に女性の働く意欲を応援する環境づくりに努める。
-----------	--------------------------

主要課題 3

メディアにおける女性の人権の尊重

《現状と課題》

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のメディア（情報媒体）によって、私たちは世界中の情報を居ながらにして得ることができます。しかし、中には、女性の尊厳を傷つけたり、女性の性を商品化するような表現が見受けられます。他方では、力を誇示することが男らしさであるかのようなメッセージを伝えるメディアの表現もあり、こうした情報は、無意識のうちに情報の受け手である人々の性差別意識を助長することにつながりかねません。

そのため、はんらんするメディアの情報を批判的に読み解き、取捨選択するだけでなく、性に関する固定観念がないかを点検し、場合によっては改善を求める力をつけるためにメディア・リテラシーの育成を図ることが必要です。

そして、情報を発信する側としての行政は、女性の人権尊重・多様な生き方の尊重・男女共同参画、ジェンダーの視点でまんのう町が発行する行政刊行物等を見直すことが必要です。

【具体的施策と施策の内容】

Ⅲ－３－（１）男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの育成

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a メディア・リテラシーについての学習・啓発の機会を提供し、住民のメディア・リテラシーについての理解を深めます。	企画政策課 教育委員会	・メディア・リテラシーについての学習機会の提供 ・再掲Ⅰ-1-(1)-a	平成29年度までに事業実施
b メディアにおける表現に対して、性に関する固定観念のない表現を求める住民の自主的な活動の育成を図ります。	企画政策課 教育委員会	・学習機会の提供等により、住民のメディア・リテラシーへの関心を深め、性に関する固定観念のない表現を求める住民の自主的な活動を育成	平成29年度までに事業実施

町民に期待すること	メディア・リテラシーの重要性を理解し、能力を養う。
-----------	---------------------------

Ⅲ－３－（２）メディアを活用した男女共同参画情報・女性情報の公開

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a インターネットによる男女共同参画情報、女性情報の公開を進めます。	企画政策課	・ホームページへの男女共同参画情報の掲載 ・再掲Ⅰ-1-(1)-a ・再掲Ⅰ-2-(1)-a ・再掲Ⅰ-3-(1)-a・b ・再掲Ⅱ-3-(1)-a ・再掲Ⅱ-3-(2)-a ・再掲Ⅲ-1-(1)-a・b ・再掲Ⅲ-1-(2)-a	平成25年度から事業充実
b 住民がコンピューターの知識や技術を習得し、女性情報、子育て情報の活用する力を養うための機会を提供します。	教育委員会	・パソコン教室の開催 ・町民図書館を活用した講座等の開催	平成26年度までに事業実施

町民に期待すること	男女共同参画情報、女性情報とは何かを知る。
-----------	-----------------------

Ⅲ－３－（３）まんのう町の行政刊行物の点検及び表現方法の見直し

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a まんのう町の行政刊行物等における表現について、性別に関する固定観念がないかどうかを点検、見直しをします。 b 男女共同参画の視点に立った行政刊行物を発行します。	全課	・既存の行政刊行物等の点検実施 ・男女共同参画の視点に立った表現のガイドラインの作成	平成25年度から事業充実

町民に期待すること	あらゆる刊行物について、男女共同参画、ジェンダーの視点から見直してみる。
-----------	--------------------------------------

主要課題 4

生涯を通じた女性の心とからだの健康づくり

《現状と課題》

人々の寿命が延び、高齢期における心身の健康の問題が、個々にとっても社会にとっても大きな課題となっています。健康であるということは、単に病気や病弱でないというだけではなく、身体的、精神的、社会的に安定して活動できる状態にあることを意味します。このことは、男女共にいえることなのですが、とりわけ女性は妊娠や出産の機能を持っているために、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題を抱えています。

1994年にカイロで開催された国際人口開発会議においてリプロダクティブ・ヘルス／ライツという概念が提唱されましたが、ここでは、女性の生涯にわたる包括的な性と健康と、これからの問題について情報を得る権利が含まれています。

最近、低年齢層の妊娠や中絶、性感染症が問題になっていますが、これらは生涯にわたる健康に影響を及ぼしかねません。たばこやアルコールの常用がもたらす健康への影響も見逃すことのできない問題です。

女性が心とからだの健康について、各時期の年齢に応じた正しい情報を得て、治療や処置等の方法を自らの意思に基づき決定できることが大切です。生涯を通じた女性の心とからだの健康づくりには、男性の理解と協力が必要です。

男性にとっても自らの心とからだの健康について知り、自己決定できることが大切です。

【具体的施策と施策の内容】

Ⅲ－４－（１）性と生殖に関する健康と権利についての啓発の推進

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a あらゆる世代の女性の性の自己管理、自己決定の尊重と理解の浸透を図るため、学習機会の提供に努めます。	企画政策課 福祉保険課 健康増進課 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て教室等へのリプロダクティブ・ヘルツ／ライツの視点の組入れ ・不妊に対する正しい理解を得るための啓発と専門相談、専門治療等の情報提供 ・小中学校での性教育へのリプロダクティブ・ヘルツ／ライツの視点の組入れ ・生涯学習の場における学習機会の提供 ・保護者を対象とした学習機会の提供 ・再掲 I-1-(1)-a 	平成25年度から事業充実

町民に期待すること	男女共に、性を含む心とからだの健康について知り、自己管理、自己決定することの重要性について考える。
-----------	---

Ⅲ－４－（２）生涯の各時期に応じた女性の心とからだの健康づくりの推進

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 思春期の性や心とからだに関する相談窓口についての情報提供に努めます。	企画政策課 福祉保険課 健康増進課 教育委員会	・心の相談事業の充実 ・医療機関の専門外来についての情報提供 ・相談窓口の情報提供	平成25年度から 事業充実
b 思春期に多い摂食障害の相談窓口についての情報提供に努めます。	企画政策課 福祉保険課 健康増進課 教育委員会	・生涯の各時期に応じた女性の心とからだに関する専門相談事業実施の検討 ・再掲Ⅱ-2-(4)-d ・再掲Ⅲ-1-(2)-b	平成29年度までに事業の検討
c 妊娠、出産、更年期、高齢期等各世代に応じて女性の身体的症状を心とからだの両面からとらえ、保健所、医療機関、医師会、歯科医師会等との連携を図り、心とからだの健康づくりを推進します。	企画政策課 福祉保険課 健康増進課	・母子保健事業の充実 ・女性の健康づくり事業の充実 ・健康教室や健診時における一時保育の実施 ・再掲Ⅲ-1-(2)-b ・再掲Ⅲ-4-(2)-b	平成25年度から 事業充実
d 思春期からH I V／エイズ、性感染症に対する啓発を推進します。	企画政策課 福祉保険課 健康増進課 教育委員会	・性教育授業での学習機会の提供 ・啓発方法の検討	平成25年度から 事業充実
e 女性、男性どちらも自らの健康管理意識を高めるよう啓発に努めます。	福祉保険課 健康増進課	・性別にかかわらず参加しやすい健康教室の開催	平成25年度から 事業充実

町民に期待すること	男女共に、性や生殖を含めた健康問題に正しい知識を持ち、安心して自らの生き方を選択できるような環境づくりをする。
------------------	--

Ⅲ－４－（３）働く女性の健康管理の支援

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a 働く女性の心とからだの健康管理について情報提供を行うとともに、健康相談事業の充実に努めます。	企画政策課 福祉保険課 健康増進課 教育委員会	・啓発冊子やパンフレット等の配布	平成25年度から 事業充実
b 家族従事者を含む農林漁業、自営業、パートタイマー等の女性の健康診査受診を促進します。	健康増進室	・健診の受診機会の拡大 ・休日の総合健診の充実 ・施設健診（ドック）事業への参加促進	平成25年度から 事業充実

町民に期待すること	男女共に、自らの健康管理意識を高め、日常生活を見直してみる。
------------------	---------------------------------------

基本目標 IV

あらゆる施策への男女共同参画の視点の組み入れ

男女共同参画プランをより効果的かつ実効性のあるものとするためには、全庁的な行政課題として男女共同参画社会の実現に取り組む必要があります。特に地方分権が推進される中、地域の実情やニーズにかなった施策を展開する地方公共団体が、男女共同参画担当部署だけではなく、すべての職員が男女共同参画の理念を理解し、それぞれが担当分野での施策に男女共同参画、ジェンダーの視点を組み入れていく（ジェンダーの主流化）とともに、町内の一事業所としてのまんのう町役場が、男女共同参画のモデル事業所となることが求められます。

主要課題 1

男女共同参画の視点をあらゆる施策に組み入れるための施策の見直しと展開

《現状と課題》

本プランは、今後、まんのう町が行うあらゆる施策に男女共同参画の視点を組み入れ、男女共同参画社会の実現を図る目的で策定しています。しかし、現状ではさまざまな分野において男女が平等であるとは言いがたい状況があり、残存する男女の格差を改善していくために、特に女性に重点を置いた施策が必要な場合もあることを念頭において施策を展開していく必要があります。

直接的に男女共同参画社会形成の促進に関する施策でなくても、結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策も視野に入れて必要な対応をとることも必要です。

まんのう町がこれから男女共同参画施策を効果的に実施していくためには、職員の意識改革を図るとともに、まんのう町役場が率先して男女共同参画のモデル事業所とならなければ、住民、団体、企業に及ぼす施策の波及効果は期待できません。本プランに基づき、行政自らが男女平等な職場づくりに向けた新たな計画を策定し実践していくことが必要です。

【具体的施策と施策の内容】

IV-1-(1) 男女共同参画の視点を組み入れるための施策の見直しと展開

施策の内容	担当課	事業	実施時期
a まんのう町における行政施策について男女共同参画の視点で見直すとともに、新たな施策を講じるときには、男女共同参画社会の形成にとって適切であるかどうかの判断を行います。	全課	・すべての職員が男女共同参画施策についての理解を深めるため、職員研修への参加促進	平成25年度から事業実施

IV-1-(2) 町役場の男女共同参画のモデル事業所への展開

施策の内容	担当課	事業	実施時期
<p>a 町役場が男女共同参画推進のモデル事業所となるため、男女共同参画プランの趣旨を踏まえ、「まんのう町男女共同参画推進事業計画（仮称）」の策定を行い、職場における男女共同参画を推進します。</p> <p>b 「まんのう町男女共同参画推進事業計画（仮称）」には、施策の実施時期や可能な限り目標値の設定を行います。</p> <p>c 「まんのう町男女共同参画推進事業計画（仮称）」には、次に掲げる施策を盛り込むものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点で男女職員の業務分担を見直すこと。 ・女性職員の能力を認め、人材育成に努めるとともに、管理職への登用を図る等、男女間の格差是正に積極的に取り組むこと。 ・女性であることがハンディキャップにならないような新たな評価システム（評価基準）を設けること。 ・男性職員の育児休業取得が進むような職場環境づくりと啓発を行う。 ・職員のセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進すること。 	<p>総務課 企画政策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「まんのう町男女共同参画推進事業計画（仮称）」の策定を行い、職場における男女共同参画を推進 	<p>平成25年度から 計画・実施</p>

第4章 計画の推進

1. 推進体制の整備・強化

男女共同参画社会の実現のために策定した本プランの施策は、まんのう町が行う施策のさまざまな分野に及びます。そのため、施策の実施にあたっては、関係課が協働して弾力的・機能的に事業を実施し、庁内のパートナーシップの確立を今以上に図る必要があります。

計画を有効に実施していく上で適切な予算的措置を講じるとともに、人材の確保にも努めます。

そして、他の計画の改定や策定の際には、男女共同参画の視点が組み入れられるよう庁内における認識の浸透を図るとともに、男女共同参画にかかわる事業の効率的な実施と円滑な運営を図ります。

2. 住民、国、県、他の自治体との協働

(1) 住民との協働

「男女共同参画社会基本法」では、国民にも「男女共同参画社会の形成に寄与するように努める責務」があることが明記されています。住民にこのことの理解を求めるとともに、住民との対等なパートナーシップを築き、共に男女共同参画社会の実現に取り組めます。

(2) 国・県・他の自治体との協働

男女共同参画社会の実現のためには、国や県の積極的な取組みによるところが多く、労働関係や税制、社会保障の分野等における国や県の施策の推進を待たなければならないものもありますが、このような場合でも、町として、近隣の自治体と連携を図りつつ、国や県に対し積極的に要望する等、可能な限り働きかけを行っていきます。

3. 計画の進捗管理

(1) 進捗よく状況の把握

計画の実行及び実施状況の把握・点検は重要です。プラン策定時から施策の実施期限について記載しています。計画の推進状況については、各課が実施する施策の推進状況を毎年取りまとめ、進捗よく状況を把握しプランの遂行に努めます。計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策・事業についてもできる限り捕そくし、進捗よく状況、進捗管理の対象とするとともに、定期的にプランの進捗よく状況（実施状況）を公表します。

なお、プランの第3章で示している5年の計画に基づき、3年後、5年後に推進状況（実施状況）を公表します。

(2) 施策の検証・評価

計画の適切な進行管理を行うためには、施策の効果を検証・評価することが必要となります。本プランの中間報告(3年後)、最終報告(5年後)において、有識者、民間団体、住民で構成する進行管理委員会(仮称)を設立し、本プランの推進状況(実施状況)について評価を求めるとともに、その結果を次期計画に反映させます。

しかし、まんのう町にとっては、本プランが男女共同参画の第1期プランの改訂版であるため、施策の検討・評価のための指標・目標値を設定する基礎資料が不足しています。今後は各種データの収集を可能な限り行い、指標・目標値の設定に努めます。

施策の内容によっては、数値化が困難なものが数多くあります。行政評価のための指標の設定等については、国や県等の動向を参考にして、住民の皆さんに分かりやすい指標等の設定も今後検討していきます。

参 考 资 料

男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界	日本	香川県
	1945(S. 20)「国際連合」設立 1946(S. 21)「婦人の地位向上委員会」設置 1967(S. 42)「婦人に対する差別撤廃宣言」採択 1968(S. 43) 第1回国際人権会議(テヘラン)	1946(S. 21)「日本国憲法」公布	1959(S. 34)「婦人活動推進本部」「香川県婦人懇談会」設置
1975 (昭和50年)	国際婦人年(平等・開発・平和) 6月国際婦人年世界会議(メキシコシティ)・ 「女性の地位向上のための世界行動計画」 採択	9月「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」「婦人問題企画推進会議」設置	
1976 (昭和51年)	「国連婦人の十年」(1976~1985)	4月「育児休業法」施行 6月「民法等の一部を改正する法律」 施行	
1977 (昭和52年)		1月「国内行動計画」策定	
1979 (昭和54年)	12月「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択		
1980 (昭和55年)	7月「国連婦人の十年中間年世界会議」(コペンハーゲン)・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	7月「女子差別撤廃条約」署名	
1981 (昭和56年)	9月「女子差別撤廃条約」発効	1月民法及び家事審判法の一部改正 5月「国内行動計画」後期重点目標決定	4月「第2次県民福祉総合計画」に「婦人対策の推進」位置付け 12月「香川県婦人懇談会」再発足
1982 (昭和57年)			4月「香川県婦人行動計画」策定 10月「香川県婦人対策推進本部」再発足
1983 (昭和58年)			11月「香川県各種婦人団体懇話会」 設立
1984 (昭和59年)	3月国連婦人の十年世界会議のためのESCAP地域政府間準備会議(東京)		
1985 (昭和60年)	7月「国連婦人の十年世界会議」(ナイロビ)・ 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	1月「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行 6月「女子差別撤廃条約」批准 7月ナイロビ世界会議政府間会議参加	4月「第3次県民福祉総合計画」に「婦人の地位向上」についての課題を明示 7月ナイロビ世界会議・NGOフォーラムへ香川県各種婦人団体懇話会代表5名を派遣
1986 (昭和61年)		4月「国民年金法」一部改正・女性の年金権の確立 4月「男女雇用機会均等法」施行	10月広報誌「かがわ女性ジャーナル」 創刊
1987 (昭和62年)		5月「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988 (昭和63年)			4月「香川女性のための新行動計画」 策定
1990 (平成2年)	5月国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		5月「香川県21世紀長期構想」に「男女共同参加の促進」を明示
1991 (平成3年)		5月「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定	
1992 (平成4年)	6月「国連環境開発会議(地球サミット)」「リオデジャネイロ」・「リオ宣言及びアジェンダ21」採択	4月「育児休業法」施行 12月婦人問題担当大臣設置	4月「男女共同参画型社会へ向けての香川行動計画」策定 4月「民生部婦人児童課女性対策推進室」設置
1993 (平成5年)	6月世界人権会議(ウィーン)・「ウィーン宣言及び行動計画」採択(国連総会)	12月「パートタイム労働法」施行	
1994 (平成6年)	6月「開発と女性」に関するアジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 9月国際人口開発会議(カイロ)	7月「男女共同参画推進本部」「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置	

年	世界	日本	香川県
1995 (平成7年)	3月社会開発サミット(コペンハーゲン)・「コペンハーゲン宣言及び行動計画」採択 9月第4回世界女性会議(北京)・「北京宣言及び行動綱領」採択	4月「育児休業法」改正・介護休業制度の法制化	
1996 (平成8年)	8月児童の商業的性的搾取に反対する世界会議(ストックホルム)・「ストックホルム宣言及び行動アジェンダ」採択	7月男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 9月男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 12月「男女共同参画2000年プラン」策定	3月「香川県21世紀長期構想事業計画」策定 4月「香川県男女共同参画推進本部」「生活環境部青少年女性課女性政策室」「香川県女性懇談会」設置 12月女性の参政権行使50周年記念事業「かがわ女性フェスティバル」開催
1997 (平成9年)	10月児童労働に関する国際会議(オスロ)・「行動のための課題」採択	4月「男女共同参画審議会設置法」施行 6月「男女雇用機会均等法」一部改正 10月「労働省婦人局婦人少年室」を「労働省女性局女性少年室」に改称	3月「男女共同参画社会へ向けての香川行動計画(改定)」策定 6月「香川県各種婦人団体懇話会」を「香川県各種女性団体協議会」に改称
1998 (平成10年)		11月男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申 12月「特定非営利活動促進法(NPO法)」施行	3月「女性有識者名簿」作成
1999 (平成11年)	10月ESCAP/ハイレベル政府間会議(バンコク)	4月「改正男女雇用機会均等法」施行 5月男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 6月「男女共同参画社会基本法」公布、施行 7月「食料・農業・農村基本法」公布、施行 11月「児童買春・ポルノ禁止法」施行	
2000 (平成12年)	6月国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)・「政治宣言」及び「成果文書」採択	4月「介護保険法」施行 4月「都道府県労働局」設置、「女性少年室」を「雇用均等室」に改称 7月男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策」答申 9月男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」答申 11月「ストーカー規制法」施行 11月「児童虐待防止法」施行 11月「男女共同参画基本計画」策定	4月「生活環境部青少年女性課男女共同参画推進室」設置 6月新世紀基本構想「みどり・うるおい・にぎわい創造プラン」策定 7月「男女共同参画フォーラム」実施 7月「男女共同参画社会づくり指導者育成セミナー」開始
2001 (平成13年)		1月「男女共同参画局」「男女共同参画会議」設置 6月第1回男女共同参画週間 10月「DV防止法」施行(一部14年4月施行)	2月「香川県男女共同参画推進委員会」設置 3月「かがわエンゼルプラン21」策定 5月「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施 7月「仕事と家庭の両立支援調査」実施 11月「かがわ男女共同参画プラン」策定

年	世界	日本	香川県
2002 (平成14年)	8月「持続可能な開発に関する世界首脳会議(地球サミット)」(ヨハネスブルグ)	4月「改正育児・介護休業法」施行	4月「政策部青少年・男女共同参画課」設置 4月「香川県男女共同参画推進条例」施行 4月「配偶者暴力相談支援センター」設置 5月「香川県男女共同参画審議会」「男女共同参画相談室」設置 6月各市町に「かがわ男女共同参画推進員」配置
2003 (平成15年)		5月「健康増進法」施行 6月男女共同参画推進本部が「女性のチャレンジ支援策」決定 7月「次世代育成支援対策推進法」施行 (一部15年8月施行) (一部17年4月施行) 9月「少子化社会対策基本法」施行	4月「総務部青少年・男女共同参画課」設置 10月男女共同参画広報誌「さんかく香川」創刊
2004 (平成16年)		7月「改正児童買春・ポルノ禁止法」施行 10月「改正児童虐待防止法」施行 12月「改正DV防止法」施行	
2005 (平成17年)	2月「北京+10」(第49回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク)	4月「改正育児・介護休業法」施行 7月男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定にあたっての基本的な考え方」答申 10月男女共同参画基本計画に関する専門調査会「社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)の表現等についての整理」答申 12月「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	3月香川県新世紀基本構想「みどり・うるおい・にぎわい創造プラン」後期事業計画策定 3月「香川県次世代育成支援行動計画」策定
2006 (平成18年)		6月「男女雇用機会均等法」改正	3月「かがわ男女共同参画プラン」(後期計画)策定 3月「香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定 3月「かがわ農山漁村男女共同参画ビジョン」(平成18～22年度)策定 11月かがわ男女共同参画相談プラザ設置
2007 (平成19年)		7月「配偶者暴力防止法」改正 7月「パートタイム労働法」改正 12月「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	4月総務部県民活動・男女共同参画課設置
2008 (平成20年)		1月「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」改定	
2009 (平成21年)		男女共同参画シンボルマーク決定 6月「育児・介護休業法」改正	10月「ワーク・ライフ・バランス総合調査」実施 12月「男女共同参画社会に関する意識調査」実施
2010 (平成22年)	3月「北京+15」(第54回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク)	6月「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 12月「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	3月「香川県次世代育成支援行動計画(後期計画)」策定

年	世 界	日 本	香 川 県
2011 (平成23年)	2月 UN WOMEN 正式発足		10月「第2次かがわ男女共同参画プラン」(平成23～27年度)策定 10月「第2次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」(平成23～27年度)策定

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
最終改正 平成十一年十二月二十二日法律第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第3項に規定する事項を処理すること。

- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第1項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

- 一 略
- 二 附則第十条第1項及び第五項、第十四条第3項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約） 《Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women》

1979(昭和54)年12月18日 第34回国連総会採択

1981(昭和56)年 9月 3日 発効

1985(昭和60)年 6月25日 日本国批准

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかに問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正 平成十九年七月十一日法律第百十三号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠として
いる住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、
又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去す
ること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所
は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者
に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経
過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるも
のとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシ
ミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装
置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り
得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を
害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに
第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の
子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居
している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認め
るときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てによ
り、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生
じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該
子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学
する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他
その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が
十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接
な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次
項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱
暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会
することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定によ

る命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これが発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
 - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
 - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
 - 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
 - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
 - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
 - 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条** 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の

規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、傷害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

用語の解説（50音順）

●ILO条約（第156号）

1981（昭和56）年に国連の専門機関であるILO（国際労働機関）が採択した「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」のことで、日本は1995（平成7）年に批准した。この条約では、育児や介護などの「家族的責任」と「職場での責任」の両立支援が社会や国家には必要であることを認め、家族的責任をもつ男女労働者は差別されずに、できる限り家庭と仕事の両立を図り、働く権利を行使することができるように定めたものである。これによってわが国では、育児・介護休業中の有給化（雇用保険から支給）や、小学校就学前の子を養育する労働者は深夜労働を免除するなど、家庭と仕事の両立支援の施策が進められている。

●アンペイドワーク（無償労働）

家庭における家事・育児・介護・地域における福祉、環境などのボランティア活動、農林水産業や商工業の自営業における家族労働など、無償または経済的評価がなされていない労働をいう。その多くは女性が担っており、男女の格差を引き起こす要因ともなっている。

●エンパワーメント（empowerment）

直訳すると「力をつけること」。1995（平成7）年の第4回世界女性会議（北京）のキーワードであり、その後の女性政策への取組みの中でも盛んに用いられるようになった。女性たちが自分らしい生き方を選びとり、政策決定の場に参画し、国際社会で活躍するなど、あらゆる場面で力をつけていくことが望まれている。

●NPO（nonprofit organization＝民間非営利組織）／NGO（nongovernmental organization＝非政府組織）

NPO（Non Profit Organization）とは民間非営利組織などと、NGO（Non Governmental Organization）は非政府組織などと訳される。営利を目的としない、公益的活動を行う民間団体。その活動範囲は、教育、社会福祉、環境保全、国際交流等多岐にわたっている。NPOは非営利という性格を、NGOは非政府という性格を強調した用語。平成10年の「特定非営利活動促進法」の施行により法人化が促進され、香川県内のNPO法人は平成24年12月31日現在、309団体となっている。

●M字型曲線

日本では、15歳以上の女性の労働人口比率を年齢階級別にグラフ化すると、30歳代前半を谷として20～24歳と45～49歳が山になるM字の形を描くところから、この言葉が生まれた。これは、結婚や出産で退職し、育児が終わったところで再就職するといういわゆる「中断型再就職」が多いことを示している。しかし、2001（平成13）年の調査では、前半のピークが20歳代後半にも持ち越されるようになってきて、女性の労働力率の動向に変化が出てきている。男性の場合は、これと異なり台形になる。

国際的にみると、M字型曲線を描くのは、日本以外では、韓国、イギリスで、スウェーデン、カナダ、アメリカなどは台形になる。日本でも最近M字の谷間と後ろの山が高くなってきているが中断後の再就職の多くは、労働条件が整っていない非正規雇用になっている。

●育児・介護休業法

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、我が国の経済及び社会の発展を目的としている。

●隠れたカリキュラム

正規の「カリキュラム」に対して、教師の言動などに潜む潜在的なカリキュラムのこと。男女別の並び順、女子の色、男子の色を違えるなど慣習で男女を区別することや、「やっぱり女の子はよく気がつくね」「男

の子だろう、もっとがんばらなくては」など、「女の子らしさ、男の子らしさ」を暗に示唆する指導などをいう。こうした隠れたカリキュラムによって、知らず知らずのうちに子どもたちは、固定的な役割意識や行動様式を身につけていくことになる。

●家族経営協定

農業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて家族みんなの話し合いにより取り決めるルール。

●合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に平均して何人の子どもの産むかを示す値。15歳から49歳までの年齢別出生率を合計し、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとしたときの子ども数に相当する。

●子どもの権利条約(convention on the rights of the child)

正式名は「児童の権利に関する条約」。1989(平成元年)年に国連で採択された子どもの人権を総括的に規定した条約で、54条からなる。日本は、1994(平成6)年に批准。この条約は1959(昭和34)年に採択された国連・子どもの権利宣言の理念に基づきながら1979(昭和54)年の国際児童年を契機として、世界の子どもの飢餓や病気、劣悪な条件下での労働などの深刻な状況を背景として起草された。「子どもの権利宣言」(1959(昭和34)年に国連で採択)よりも拘束力をもち、子どもを大人の保護の対象としてのみとらえるのではなく、権利を享受し行使する主体としてとらえる子ども観に基づいている。

●ジェンダー

男女の性差には、国、地域、時代によって社会的・文化的につくられた性差があり、また、この性差は、社会のうちに構造化された支配関係に組み込まれているという側面を持っている。このような性差をジェンダーという概念で捉える。

●次世代法

正式名は「次世代育成支援対策推進法」。2003(平成15)年7月に施行された。この法律は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会を形成するため、国が定める方針に即して、地方公共団体や企業等が次世代育成支援のための行動計画を策定し、2005(平成17)年度から10年間の集中的・計画的な取組みを促進することを定めている。都道府県と市町村は、地域における子育て支援などのための目標と、それを達成するための行動計画を策定し、実施状況の公表などを行うこと、また、事業主等については、従業員300人を超える一般事業主(企業など)は、従業員の仕事と家庭の両立に関して目標と行動計画を策定するものとされた。なお、特定事業主(国・地方公共団体)は、従業員数に関わらず、職員の仕事と家庭の両立に関して目標と行動計画を策定するものと定められている。

●児童買春禁止法

正式名は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」。1999(平成11)年11月に施行された。この法律は、18歳未満を「児童」と定義し、金品を与えて児童と性行為を行うことをはじめ、児童ポルノを製造・販売することを、処罰の対象としている。東南アジアなどでの日本人観光客の「子ども買春ツアー」や、女子中高生との「援助交際」、インターネットや雑誌を通じて氾濫する「児童ポルノ」などを規制するなど、子どもの権利の擁護と、買う側の処罰を法律の主な目的として打ち出している。また、この法律は、被害者の訴えがなくても処罰することができ、国外での行為にも適用される。

●児童虐待防止法

正式名は「児童虐待の防止等に関する法律」。2000(平成12)年施行。近年、児童虐待に対して社

会的な関心の高まりがみられるようになり、社会全体で対応する必要があるという認識から制定された。この法律は「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。」とし、「児童虐待」を「保護者が、その監護する満18歳未満の児童に対する①身体的な暴行、②わいせつな行為、③著しい食事制限や長時間の放置、④心理的に傷つける言動」と定義している。虐待を行った保護者は、指導が必要と判断された場合、児童福祉司等からカウンセリングなどの指導を受けなくてはならない。

●女子差別撤廃条約

1979（昭和54）年、国連総会で採択、日本は1981（昭和56）年批准。この条約は、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定している。

●性別役割分業意識

「女は家庭、男は仕事」というように性別によって、その役割を固定する考え方をいう。日本では特にこの考え方が根強く、「男は男らしく、女は女らしく」というジェンダー意識とあいまって男女ともに生き方の幅がせばめられ、個人の能力を発揮できにくくなっている。また、女性の社会進出が進んだ現在においても、子育て環境の社会的整備や家事・育児・介護分担に対する男性の意識改革がなされていないため、女性は仕事と家庭の二重の負担を強いられている。

●世界人権宣言

国際連合は、第二次世界大戦における人権じゅうりんへの反省から、基本的人権の尊重をその重要な原則とし、人権委員会を設け、1948（昭和23）年国連第3回国連総会で世界人権宣言を賛成48反対0で採択した（棄権8、欠席2）。この宣言には、個人のさまざまな基本的自由、さらに労働権、その他経済的、社会的、文化的な面における生存的権利を細かく規定している。条約のような拘束力はないが、人権保障の世界的な標準を示したものとして高く評価されている。

●ストーカー規制法

正式名には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。ストーカー行為等を処罰するなどの必要な規制を行うとともに、被害者に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏を守ることを目的としている。

●セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)

相手方の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、さまざまな様態のものが含まれる。特に、雇用の場においては相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。（男女雇用機会均等法21条）

●男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、1999（平成11）年6月23日法律第78号として、公布、施行された。

●男女雇用機会均等法

正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。1986（昭和61）年に施行、1997（平成9）年4月に改正され、①募集・採用・配置・昇進などでの女性差別を「努力義務」から「禁止」に、②機会均等調停委員会での紛争調停は、女性労働者など一方の申請だけで受けられる、③企業が行うポジティブ・アクションに対しては国が援助をする、④職場のセクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の配慮義務の規定などが盛りこまれた。

●男女混合名簿

男女の区別をせず、例えば50音順や生年月日順に並べるなどの名簿のこと。学校で使用する名簿には、男女別、男の子が先、女の子が後という場合が少なくない。日常的に男の子が先という名簿を使っていることで、子どもたちが無意識のうちに「男が主、女は従」という規範を学びとり、身につけていくことになるのでは、ということから、男女混合名簿を採用する学校が少しずつ増えている。

●ドメスティック・バイオレンス (domestic violence=DV)

夫や恋人などごく親しい男女間で起こる暴力をさして使われる。身体的暴力だけでなく、言葉による暴力や経済的な締めつけ、避妊に協力しないなど、女性の身体の安全や尊厳を脅かす力の行使全てがドメスティック・バイオレンスと定義される。DVの被害女性を保護するシェルターや相談機関の充実、加害男性の再教育プログラムの構築と実施に向けた取組みが求められている。2001(平成13)年4月に「DV防止法」が成立し、DVは犯罪として認められることになった。

●DV防止法

正式名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。2001(平成13)年4月公布。夫や親しい間柄にある男性から女性に向けられる暴力「ドメスティック・バイオレンス(DV)」の防止を目的とする法律。この法律ができたことによって、これまで「夫婦げんか」として見過ごされてきた家庭内での夫婦間の暴力が、公式に「犯罪」と認められることになった。配偶者(事実婚を含む)から暴力を受けた場合、被害者は、「配偶者暴力相談支援センター」、「警察」、「地方裁判所」にそれぞれ相談、通報、保護命令申し立てなどを行うことができる。

●認定農業者

経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率化かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村から認定を受けた者。認定農業者には低利融資制度などの各種支援措置がある。

●農山漁村女性の日

農林水産業や農山漁村の発展に向け、女性の役割を正しく認識し、適正な評価の気運を高め、女性の能力が一層生かされることを目的に、1988(昭和63)年、農林水産省により設定された。3月10日には、農山漁村女性の知恵・技・経験の三つの能力をトータル(10)に発揮してほしいという願いが込められている。

●パートタイム労働法

正式名は「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。1993(平成5)年12月に施行。この法律は、短時間労働者(パートタイム労働者)の雇用管理の改善、職業能力の発揮などを目的とし、事業主に対する雇用管理の改善等についての措置を定めている。

パートタイマーの法的規制については、国際的な課題でもあり、ILO(国際労働機関)では1994(平成6)年の総会で「パートタイム労働に関する条約(175号条約)・勧告」を採択したが、日本はまだ批准していない。

●バリアフリー

高齢者やしょうがい者などが生活する上で、行動のさまたげになる障壁(バリア)を取り除き、暮らしやすい環境をつくる考え方である。近年では、物理的な障壁だけでなく、社会参画を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁をなくし、誰もが自由に社会参画できるような人にやさしい環境をつくるという広い意味で用いられている。

●フェミニスト・カウンセリング

1970年代にアメリカで始まったフェミニズムの視点にたったカウンセリングをいう。性役割が固定

的な社会では、女性が自分らしく生きようとした時、夫や社会との葛藤に苦しむことになる。従来のカウンセリングは、社会の固定的な女性役割に適合しない女性を異常とみなし、治療にあたっては女性役割への適応を促そうとするものであった。それに対してフェミニスト・カウンセリングは女性が抱える心理的な問題の背景に、男性優位の社会が要求する女性役割への強制や、性暴力、性的虐待、夫婦間の支配・被支配の関係などがあるという認識を基盤にして問題の解決を図ろうというものである。

●ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

アフーマティブ・アクションともいう。過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益を被っている集団(女性や人種的マイロリティ)に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的とした、暫定的な措置。たとえば、審議会について女性委員の登用を計画的に進めていくことなどもその一つ。男女共同参画社会基本法は、積極的改善措置を含む男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定・実施を国や県、市町村の責務として定めた。

(男女共同参画社会基本法8、9条)

女子差別撤廃条約第4条第1項において、「男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。」と定められている。

●メディア・リテラシー(media literacy)

メディア社会における生きる力として、メディアを主体的に読み解く能力(情報を伝達するメディアそれぞれの特質を理解し、そこから発信される情報について批判的に分析、評価、吟味し、能動的に選択する能力)、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションを創造する能力の3要素が有機的に結合したもの。

●ユニバーサル・デザイン

すべての人のためのデザイン(企画・指導・設計)という意味で、ものづくりやまちづくりを行っていく上で、年齢、性別、しょうがいの有無などにかかわらず、すべての人が安全に快適に利用できるように配慮したデザインを基本とする考え方である。

●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(reproductive health/rights)

「性と生殖に関する健康と権利」と訳せる。1994(平成6)年、カイロで開催された国際人口・開発会議において、行動計画が採択されたことにより、国際的に認知された。

リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システム、その機能と過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。リプロダクティブ・ヘルスは、それらを国内法、人権に関する国際文書等で認められた人権として位置付ける概念。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的な課題には、安全で満ち足りた性生活を営むこと、すべてのカップルと個人が、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを選ぶ自由、安心な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれる。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題、生涯を通じた性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

●労働者派遣法

正式名は「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」。1986(昭和61)年施行。この時に事業として認められていたのは、プログラマーや調査、財務処理など26業種であったが、その後、産業構造の変化に伴っておきた労働需要と供給のミスマッチをなくすために業種の拡大が必要ということになり、1999(平成11)年製造業を除き、業務規制を原則撤廃した「改正労働者派遣法」が施行された。

●ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、誰もがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

まんのう町男女共同参画プラン（改訂版）

発行日：平成25年 4月 1日

発 行：まんのう町 企画政策課 人権推進室

〒766-0022

香川県仲多度郡まんのう町吉野下430番地

TEL：0877-73-0106

FAX：0877-73-0112

ホームページ：<http://www.town.manno.lg.jp>

e-mail：danzyo@town.manno.lg.jp

